

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2018年3月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式56,737千円(見込額)の募集及び株式671,950千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式110,805千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2018年3月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出日論見書

株式会社コンヴァノ

東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルS棟B3F

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況



■ 企業理念

当社は「新しい価値の創造と機会の拡大」を企業理念として掲げており、社名もCreation Of New Value And New Opportunitiesの頭文字を取り、「Convano（コンヴァノ）」と名付けております。個人商店が大半と思われるネイルサロンをチェーン化するにあたり、従来の常識や既成概念にとらわれず課題にチャレンジし続けることで、現在のネイルサロンチェーンの店舗展開を中心としたビジネスモデルの構築に至っております。

■ ブランドコンセプト



「いつもキレイ」を「私らしく」選べる



ファストネイル イオンモール常滑店

「私らしいキレイ」を「もっと身边に」感じたいというお客様の声からファストネイルは誕生いたしました。行きたいときに行きたいところに、お客様それぞれのライフスタイルに合わせた“新しいネイルのカタチ”を私たちちは提供いたします。



サクッと行ける

最短30分の
スピーディーな施術



シンプルプライス

フライングの明確な
料金体系



便利なトコロに

駅近郊のビル、
商業施設に出店



30万通りのデザイン

デザインとカラー
バリエーションで
30万通りの選択肢

2. 事業の内容



当社グループは当社（株式会社コンヴァノ）及び子会社1社（株式会社femedia）により構成されており、ネイルサロンの運営を行うネイル事業及びこれに付帯するメディア事業を展開しております。

ネイル事業



安定した品質+低価格+スピーディーなジェルネイル専門サロン

- ・PCやスマホを使ったセルフデザイン選択
- ・最短30分のスピーディーな施術
- ・2,990円（税抜）～7,990円（税抜）、7ラインの明確な料金体系
- ・ネット予約とご来店前のデザイン選択も可能な自社WEBサイト&アプリ

メニュー：ジェルネイル



ファストネイルのプレミアムブランド

- ・ジェルネイル以外にも豊富なメニュー
- ・デザイン変更やアート追加など、カスタマイズが可能
- ・ネイリスト指名が可能

メニュー：ジェルネイル、アートトッピング、ネイルケア、マニキュア、メンズネイルケア



ヘーサロン内併設の小型店舗

- ・行きつけのヘーサロンで気軽にネイルが可能
- ・小型店舗ならではのアットホームな雰囲気

メニュー：ジェルネイル、メンズネイルケア



ネイルケア・ハンドケア商品の自社ブランドとして“Legaly”（レガリー）を展開しております。

大部分は店舗での施術に使用いたしますが、店頭やECサイトで一般小売も行っております。

メディア事業



施術中のお客様の目線の先に大型液晶モニター「ファストネイルビジョン」を設置し、商品広告や新店オープンの告知、クイズ、占いなどのコンテンツを放映しております。
(株)femediaは、このファストネイルビジョンを活用し、広告収入を得ることを目的とする事業として独立させたものであります。

3. 事業の特徴



■ 独自オペレーションで実現した低価格と安定した品質のサービス提供

従来の一般的なネイルサロンでは、ネイリストがお客様に対して「デザインの決定」～「既存ジェルの除去」～「新しいジェルの施術」までを行い、1名のお客様の対応が終了するまで概ね1～2時間程度を要していました。

当社ネイルサロンでは、完全なセルフオーダー方式によるネイルデザインの選択を実現しております。ネット予約機能も加えたウェブサイトやアプリも製作しており、ご自宅のパソコンやスマートフォンでのご来店前のデザイン選択とサロン予約が可能となっております。

またお客様が装置の穴に指を入れるだけで、既存ジェルを除去しやすくする専用装置「e.g.1（イージーワン）」を自社開発いたしました。この「e.g.1」を使用することにより1名のネイリストが新しいジェルの施術と並行して、他のお客様の既存ジェル除去を同時にすることができます。

さらに電話による予約受付、ご来店時の案内、お会計や次回の予約案内などのレセプション業務を、施術を行うネイリストの業務と切り離し、分業化することで、ネイリストがお客様の爪への施術のみに集中できるようにしております。

デザイン選択からサロン予約まで可能な自社システム・アプリ



予約システムのイメージ

- ・自社オリジナルの予約システム“FASTNAIL TOWN”を構築
- ・主な予約経路は、“FASTNAIL TOWN”経由となっています。
- ・自社以外の集客メディアも活用しつつ、依存しない独自の集客チャネルを持っていることが当社の大きな強みとなっています。

■ 豊富なデザインとカラーバリエーション、透明性の高いフライング 価格設定



予約システムの
デザイン閲覧ページ

当社ネイルサロンでは、常時約3,000枚のネイルサンプル写真を用意しております。ジェルのカラーバリエーションも100色を揃え、都合30万通りのデザインを実現いたしました。そしてすべてのサンプル写真に対して、2,990円（税抜）から7,990円（税抜）まで7種類の価格を設定し、明示することでご予算に応じたデザイン選択をお楽しみいただけるようにしております。

このように料金を各サンプル写真に明示することにより、一般的なネイルサロンにありがちな「基本料金とオプション料金の積み重ねで、施術が終わってみないと総額が不明。」「勧められると断りづらい。」といった価格に対するネガティブなイメージや、顧客を不安にさせる要素を払拭し、いつでも安心してリピートしていただけるネイルサロンを目指しております。

■ 独自のネイリスト育成研修、店舗配属後のトレーニングなどの充実した教育制度

当社ではネイリスト育成研修機関であるコンヴァノ・ネイルビジネスアカデミー(CNBA)を開校し、未経験者でも採用後最短1ヶ月で店舗デビューが可能となるように研修を実施しております。

また、独自に開発したプロネイリスト実務能力判定「アーバンテスト」を実施し、研修生の店舗デビューの条件として基準を設けることで、安定した品質の維持に努めております。

店舗への配属後も、トレーニングプログラムや、企業内大学であるコンヴァノ・ユニバーシティ(CU)や外部スクールによる各種セミナーなどを用意し、各々のキャリアプランの実現と自立した人材の育成をも目指し、従業員のサポートに努めております。

未経験者でも採用後最短1ヶ月で店舗デビュー



- ・当社独自の教育カリキュラム
- ・未経験者を即戦力に育成するプログラム



- ・到達度を確認する自社オリジナルのテスト「アーバンテスト(※)」
- ・一定基準でクリア
- ・未到達者は繰り返し受験し、合格するまでは店舗配属されない

※á:banは、Assessment of Business Ability for Nail expertの略称で、プロネイリスト実務能力判定テストのこと。

4. 店舗ネットワーク

45店舗 (2018年1月末現在)

関西・東海エリア

<大阪>
大阪梅田店
江坂店

<京都>
京都烏丸店

<兵庫>
神戸三宮店

<愛知>
栄店
名駅店
イオンモール常滑店
プライムツリー赤池店

関東エリア

<東京23区>
新宿店
渋谷店
表参道店
池袋店
AINZ&トルベ池袋西武店
目黒店
フレンチ坂塚店
上野店
中野店
阪急大井町ガーデン店

プラス 新宿店
渋谷道玄坂店
銀座店
プラス 池袋店
五反田店
高田馬場店
錦糸町店
北千住マルイ店

<東京その他>
吉祥寺店
八王子店
南大沢店
ロコ 東大和店

町田東急ツインズ店
立川店 (フランチャイズ店舗)
ロコ 昭島店

<神奈川>
横浜店
川崎店
サクラス戸塚店

プラス 横浜店
マルイファミリー溝口店
ららぽーと海老名店

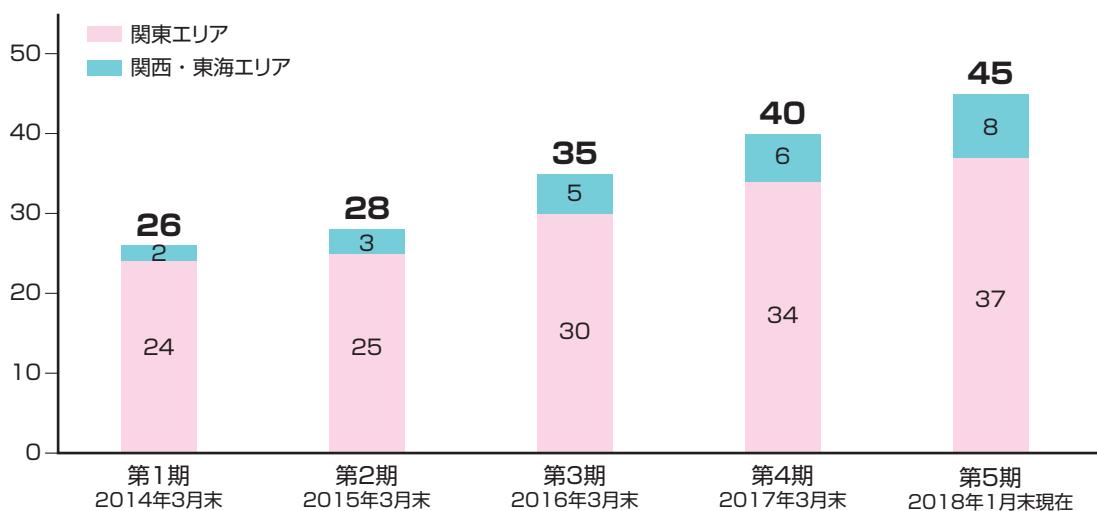
<千葉>
柏店

<埼玉>
大宮店
越谷レイクタウン店
マルイファミリー志木店

プラス 大宮店
本川越PePe店

店舗数推移

(単位: 店)



(注) 第1期及び第2期の店舗数は旧ブランド (マジーク) の店舗を除く。

5. 業績等の推移



主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	国際会計基準			
	第3期 2016年3月	第4期 2017年3月	第5期 2017年12月	第3四半期 2017年12月
売上収益 (千円)	1,423,686	1,787,785	1,507,177	
営業利益 (千円)	28,318	108,087	134,028	
税引前(四半期)利益 (千円)	2,766	101,305	129,459	
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益(△は損失) (千円)	△4,318	63,386	79,349	
当期(四半期)包括利益 (千円)	△4,318	63,386	79,349	
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	572,904	640,091	721,954	
資産合計 (千円)	1,489,160	1,554,837	1,619,233	
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	268.11	299.55		
基本的1株当たり当期(四半期)利益(△は損失) (円)	△2.50	29.66	37.13	
希薄化後1株当たり当期(四半期)利益(△は損失) (円)	△2.02	29.66	37.13	
親会社所有者帰属持分比率 (%)	38.5	41.2	44.6	
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	10.5	—	
株価収益率 (倍)	—	—	—	
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,648	132,645	92,208	
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,691	△50,205	△49,511	
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△82,944	△54,090	△42,325	
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	71,616	99,966	100,337	
従業員数 (人)	209	236	—	
(外、平均臨時雇用者数)	(44)	(30)	(—)	

- (注) 1. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成しております。なお、当社は第4期よりIFRSによる連結財務諸表を作成しております。
 また、第3期についても2015年4月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。
 2. 第3期及び第4期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第5期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
 3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
 4. 第3期の親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期損失が計上されているため、記載しておりません。
 5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 6. 2015年6月16日以降A種優先株主により株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式10株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。
 7. 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数は1日8時間換算による「年間平均人數」を（ ）外数で記載しております。
 8. 第3期における親会社の所有者に帰属する当期損失の計上は、主にインターネット予約サイトの台頭により売上収益が苦戦したこと並びにクーポン媒体への掲載料などのマーケティング費用を計上したことによります。
 9. 第4期における親会社の所有者に帰属する当期利益の計上は、主に自社のインターネット予約サイトやアプリ利用の促進により、売上収益が好調に推移したことによります。
 10. 当社は2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期(四半期)利益(△は損失)及び希薄化後1株当たり当期(四半期)利益(△は損失)を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

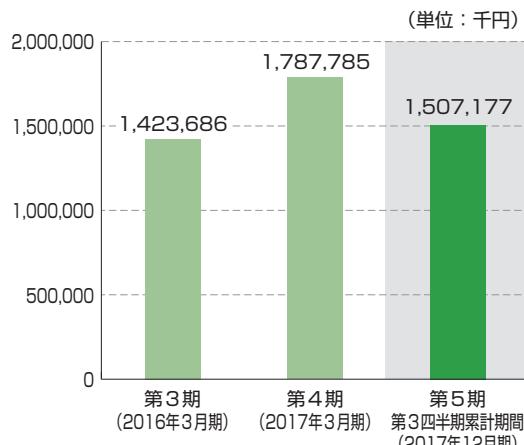
回次 決算年月	日本基準			
	第1期 2014年3月	第2期 2015年3月	第3期 2016年3月	第4期 2017年3月
売上高 (千円)	408,806	1,171,405	1,425,796	1,791,917
経常損失(△) (千円)	△34,084	△118,892	△105,482	△13,168
当期純損失(△) (千円)	△24,178	△138,909	△121,921	△59,312
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	152	15,200	213,681	213,681
A種優先株式 (株)	19,848	1,984,800	—	—
純資産額 (千円)	633,821	494,912	378,039	322,529
総資産額 (千円)	1,575,597	1,409,211	1,237,916	1,181,660
1株当たり純資産額 (円)	△1,261.71	△10,400.47	174.56	146.80
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失額(△) (円)	△1,726,64	△9,138,75	△70,69	△27,76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.2	35.1	30.1	26.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (人)	100	119	208	236
(外、平均臨時雇用者数)	(49)	(61)	(44)	(30)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は従来、千円未満を切り捨てて端数処理しておりますが、IFRSに基づいた連結財務諸表の端数処理に合わせ、第2期より千円未満を四捨五入して表示しております。
 3. 当社は2013年7月10日設立のため、第1期は8ヶ月と22日間となっております。
 4. 2015年6月16日以降A種優先株主により株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式10株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。
 5. 当社は2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は2,136,810株となっております。
 6. 第1期及び第2期の1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額よりもA種優先株式の払込金額を控除した金額を普通株式の期末発行済株式数で除して算定しております。
 7. 1株当たり当期純損失額については、期中平均発行済普通株式数により算定しております。
 8. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、第1期及び第2期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、第3期及び第4期には潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 9. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
 10. 株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 11. 配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 12. 当社は2014年10月7日付で株式1株につき100株の分割を行っておりますが、当該株式分割については第1期の期首に、また、2018年1月4日付で普通株式1株につき100株の分割を行っておりますが、当該株式分割については第3期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失額を算定しております。
 13. 従業員数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数は1日8時間換算による「年間平均人數」を（ ）外数で記載しております。
 14. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
 15. 第1期の当期純損失の計上は、主に労働環境改善を目的とした勤務時間短縮により売上高が減少したこと並びにのれん、商標権、顧客関連資産の償却費を計上したことによります。
 16. 第2期の当期純損失の計上は、主に旧ブランド（マジーク）店舗の売上不振とインターネット予約サイトの台頭により売上高が苦戦したこと並びにのれん、商標権、顧客関連資産の償却費を計上したことによります。
 17. 第3期の当期純損失の計上は、主にインターネット予約サイトの台頭により売上高が苦戦したこと並びにクーポン媒体への掲載料などのマーケティング費用と、のれん、商標権の償却費を計上したことによります。
 18. 第4期の当期純損失の計上は、主に自社のインターネット予約サイトやアプリ利用の促進により、売上高が好調に推移した一方で、のれん、商標権の償却費を計上したことによります。
 19. 当社は2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法（現：日本取引所自主規制法）の引受け担当者宛通知、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げる、以下のとおりとなります。但し、第3期及び第4期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失額は、すでに当該株式分割を反映しているため、影響はございません。
 なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

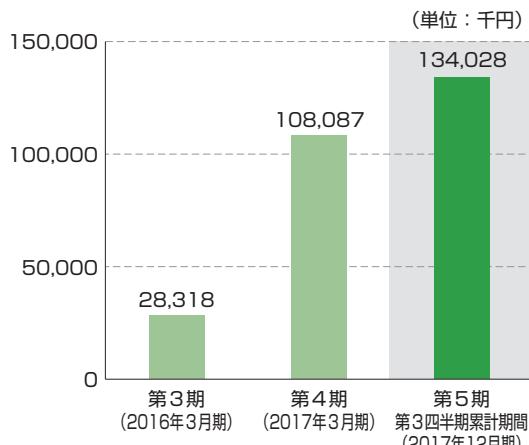
回次 決算年月	第1期 2014年3月	第2期 2015年3月	第3期 2016年3月	第4期 2017年3月
1株当たり純資産額 (円)	△126.17	△1,040.05	174.56	146.80
1株当たり当期純損失額(△) (円)	△172.66	△913.88	△70.69	△27.76
潜在株式調整後 (円)	—	—	—	—
1株当たり当期純利益額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)

主要な連結経営指標等の推移（IFRSに基づく数値）

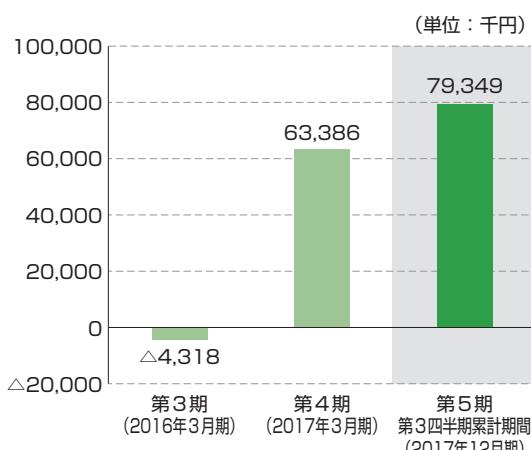
売上収益



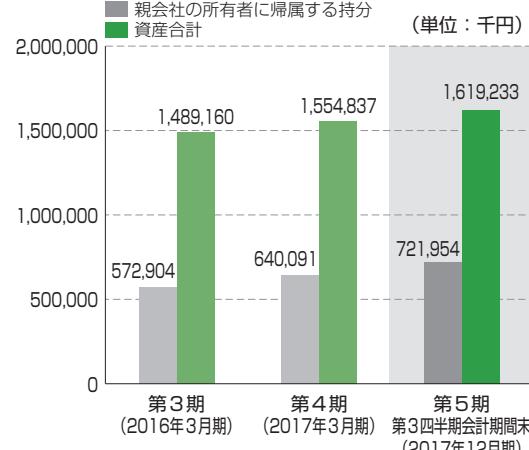
営業利益



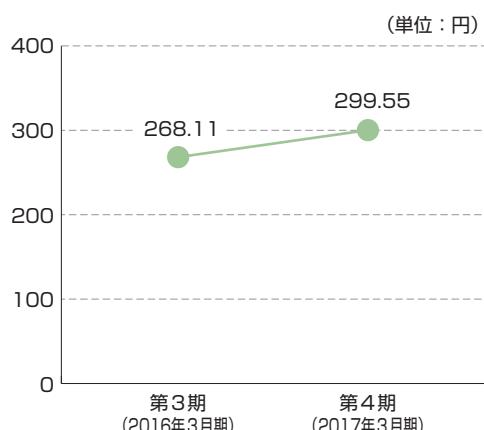
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益（△は損失）



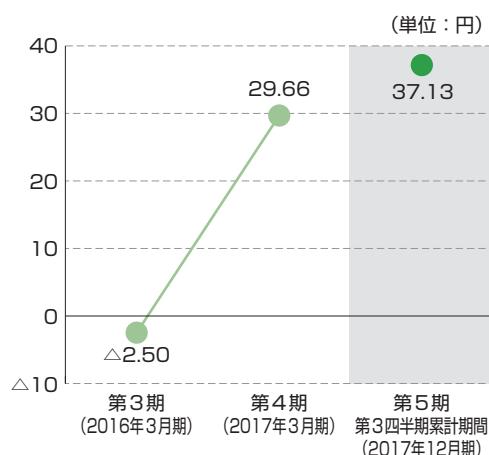
親会社の所有者に帰属する持分／資産合計



1株当たり親会社所有者帰属持分



基本的1株当たり当期（四半期）利益（△は損失）



(注) 当社は2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記「1株当たり親会社所有者帰属持分」及び「基本的1株当たり当期（四半期）利益（△は損失）」のグラフでは、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの数値を記載しております。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	17
3 【事業の内容】	19
4 【関係会社の状況】	24
5 【従業員の状況】	24
第2 【事業の状況】	25
1 【業績等の概要】	25
2 【生産、受注及び販売の状況】	29
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	30
4 【事業等のリスク】	31
5 【経営上の重要な契約等】	34
6 【研究開発活動】	34
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	35
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	42

第4 【提出会社の状況】	43
1 【株式等の状況】	43
2 【自己株式の取得等の状況】	52
3 【配当政策】	52
4 【株価の推移】	52
5 【役員の状況】	53
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5 【経理の状況】	61
1 【連結財務諸表等】	62
2 【財務諸表等】	133
第6 【提出会社の株式事務の概要】	144
第7 【提出会社の参考情報】	145
1 【提出会社の親会社等の情報】	145
2 【その他の参考情報】	145
第四部 【株式公開情報】	146
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	146
第2 【第三者割当等の概況】	148
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	148
2 【取得者の概況】	149
3 【取得者の株式等の移動状況】	149
第3 【株主の状況】	150
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2018年3月6日	
【会社名】	株式会社コンヴァノ	
【英訳名】	Convano Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 明	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルS棟B3F	
【電話番号】	(03)3770-1190	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 壱井 成仁	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルS棟B3F	
【電話番号】	(03)3770-1190	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 壱井 成仁	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 56,737,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 671,950,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 110,805,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法 上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書 提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	75,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2018年3月6日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2018年3月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

2018年3月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2018年3月20日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	75,000	56,737,500	30,705,000
計(総発行株式)	75,000	56,737,500	30,705,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2018年3月6日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(890円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は66,750,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2018年4月3日(火) 至 2018年4月6日(金)	未定 (注) 4	2018年4月10日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2018年3月20日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘査した上で、2018年3月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘査して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2018年3月20日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2018年3月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2018年3月6日開催の取締役会において、増加する資本金の額は2018年3月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2018年4月11日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いしますので、上場(売買開始)日から売買を行なうことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2018年3月23日から2018年3月29日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘査し、需要の申告を行わなかつた投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 八重洲口支店	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	75,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2018 年 4 月 10 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	75,000	—

(注) 1. 引受株式数については、2018年3月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2018年3月30日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
61,410,000	6,000,000	55,410,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(890円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額 55,410千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、新規出店にかかる店舗設備及び保証金などの設備投資資金に充当する予定であり、2019年3月期に42,531千円、残額を2020年3月期に充当することを予定しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2018年3月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	755,000	671,950,000	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 インテグラル2号投資事業有限責任組合 679,900株 P.O. Box309, Ugland House Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands Integral Fund II (A) L.P. 75,100株
計(総売出株式)	—	755,000	671,950,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(890円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる
売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2018年 4月 3日(火) 至 2018年 4月 6日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の本支 店及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番 1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番 1号 いちはじ証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁 目 7番 1号 東海東京証券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2018年3月30日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	124,500	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 124,500株
計(総売出株式)	—	124,500	110,805,000
			—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(890円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2018年 4月 3日(火) 至 2018年 4月 6日(金)	100	未定 (注) 1	野村證券株 式会社の本 店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンショーオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるインテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P. (以下「貸株人」と総称する。)より借り入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、124,500株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンショーオプション」という。)を、2018年5月2日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2018年4月11日から2018年4月26日までの間、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンショーオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出入人及び貸株人であるインテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P. 並びに当社の株主であるインテグラル株式会社及び濱口直太は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2018年7月9日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンショーオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社の新株予約権者である鈴木明、壺井成仁、小田尚江、江頭渉、横山周平、金子陽一及び横山恭平は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2018年7月9日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2018年10月7日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第3期	第4期
決算年月	2016年3月	2017年3月
売上収益 (千円)	1,423,686	1,787,785
営業利益 (千円)	28,318	108,087
税引前利益 (千円)	2,766	101,305
親会社の所有者に帰属する当期利益(△は損失) (千円)	△4,318	63,386
当期包括利益 (千円)	△4,318	63,386
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	572,904	640,091
資産合計 (千円)	1,489,160	1,554,837
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	268.11	299.55
基本的1株当たり当期利益(△は損失) (円)	△2.50	29.66
希薄化後1株当たり当期利益(△は損失) (円)	△2.02	29.66
親会社所有者帰属持分比率 (%)	38.5	41.2
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	10.5
株価收益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,648	132,645
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,691	△50,205
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△82,944	△54,090
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	71,616	99,966
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	209 (44)	236 (30)

- (注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成しております。なお、当社は第4期よりIFRSによる連結財務諸表を作成しております。また、第3期についても2015年4月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。
2. 第3期及び第4期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 第3期の親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 2015年6月16日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式10株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。
7. 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。なお、臨時雇用者数は1日8時間換算による「年間平均人数」を()外数で記載しております。
8. 第3期における親会社の所有者に帰属する当期損失の計上は、主にインターネット予約サイトの台頭により売上収益が苦戦したこと並びにクーポン媒体への掲載料などのマーケティング費用を計上したことによります。
9. 第4期における親会社の所有者に帰属する当期利益の計上は、主に自社のインターネット予約サイトやアプリ利用の促進により、売上収益が好調に推移したことによります。
10. 当社は2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益(△は損失)及び希薄化後1株当たり当期利益(△は損失)を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準			
	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高 (千円)	408,806	1,171,405	1,425,796	1,791,917
経常損失(△) (千円)	△34,084	△118,892	△105,482	△13,168
当期純損失(△) (千円)	△24,178	△138,909	△121,921	△59,312
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数				
普通株式 (株)	152	15,200	213,681	213,681
A種優先株式 (株)	19,848	1,984,800	—	—
純資産額 (千円)	633,821	494,912	378,039	322,529
総資産額 (千円)	1,575,597	1,409,211	1,237,916	1,181,660
1株当たり純資産額 (円)	△1,261.71	△10,400.47	174.56	146.80
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	△1,726.64	△9,138.75	△70.69	△27.76
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.2	35.1	30.1	26.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	100 (49)	119 (61)	208 (44)	236 (30)

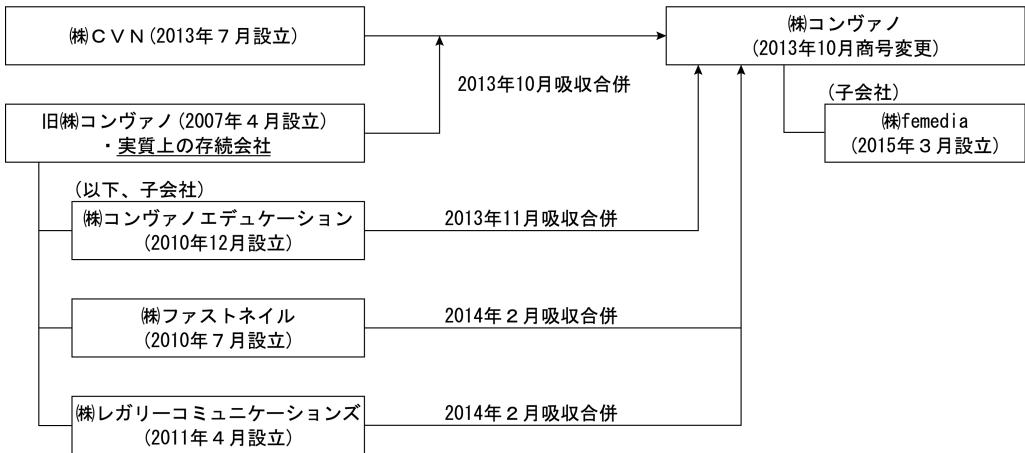
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は従来、千円未満を切り捨てて端数処理しておりましたが、IFRSに基づいた連結財務諸表の端数処理に合わせ、第2期より千円未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は2013年7月10日設立のため、第1期は8ヶ月と22日間となっております。
4. 2015年6月16日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式10株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。
5. 当社は2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は2,136,810株となっております。
6. 第1期及び第2期の1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額よりA種優先株式の払込金額を控除した金額を普通株式の期末発行済株式数で除して算定しております。
7. 1株当たり当期純損失金額については、期中平均発行済普通株式数により算定しております。
8. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期及び第2期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、第3期及び第4期には潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
9. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
10. 株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
11. 配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
12. 当社は2014年10月7日付で株式1株につき100株の分割を行っておりますが、当該株式分割については第1期の期首に、また、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割については第3期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
13. 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時雇用者数は1日8時間換算による「年間平均人件数」を()外数で記載しております。
14. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
15. 第1期の当期純損失の計上は、主に労働環境改善を目的とした勤務時間短縮により売上高が減少したこと並びにのれん、商標権、顧客関連資産の償却費を計上したことによります。
16. 第2期の当期純損失の計上は、主に旧ブランド(マジーク)店舗の売上不振とインターネット予約サイトの台頭により売上高が苦戦したこと並びにのれん、商標権、顧客関連資産の償却費を計上したことによります。
17. 第3期の当期純損失の計上は、主にインターネット予約サイトの台頭により売上高が苦戦したこと並びにクーポン媒体への掲載料などのマーケティング費用と、のれん、商標権の償却費を計上したことによります。
18. 第4期の当期純損失の計上は、主に自社のインターネット予約サイトやアプリ利用の促進により、売上高が好調に推移した一方で、のれん、商標権の償却費を計上したことによります。
19. 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。但し、第3期及び第4期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、すでに当該株式分割を反映しているため、影響はございません。
なお、第1期及び第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
1株当たり純資産額 (円)	△126.17	△1,040.05	174.56	146.80
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△172.66	△913.88	△70.69	△27.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)

(参考情報：当社グループの変遷について)

当社、株式会社コンヴァノ(以下「㈱コンヴァノ」)は2013年7月10日に株式会社CVN(以下「㈱CVN」)として設立されました。2013年7月31日に㈱CVNはアント・キャピタル・パートナーズ株式会社の支援の下、2007年4月11日に創業した株式会社コンヴァノ(以下「旧㈱コンヴァノ」)を子会社化し、2013年10月1日に吸収合併すると同時に、商号を「株式会社コンヴァノ」に変更いたしました。その後、旧㈱コンヴァノ傘下にあった子会社3社の吸収合併を順次実施しました。また、2014年10月7日にインテグラル株式会社がアント・キャピタル・パートナーズ株式会社に代わって当社の筆頭株主となり、2015年3月19日に新たな子会社としてメディア事業を主体とする株式会社femedia(フィーメディア)を設立し、現在に至っております。

【当社グループの変遷図】



2 【沿革】

当社は前身であります株式会社コンヴァノ(以下旧㈱コンヴァノ)が行ってきたネイルサロンのチェーン展開を中心とした運営業務を継承するために、2013年7月10日に株式会社CVN(以下㈱CVN)として設立され、旧㈱コンヴァノを吸収合併すると同時に、商号を株式会社コンヴァノに変更いたしました。

(a) 当社(㈱CVN及び㈱コンヴァノ)の主な事業の変遷

年 月	概 要
2013年7月	㈱CVNを東京都渋谷区に設立 株式譲渡を受け旧㈱コンヴァノを子会社化
2013年10月	旧㈱コンヴァノを吸収合併し、同日、商号を株式会社コンヴァノに変更
2013年11月	旧㈱コンヴァノの子会社である㈱コンヴァノエデュケーションを吸収合併
2013年12月	会社説明会などに使用するセミナールーム及びネイリスト育成の研修機関であるコンヴァノ・ネイルビジネスアカデミー(CNBA)の教室を新たに設置
2014年2月	旧㈱コンヴァノの子会社である㈱ファストネイル及び㈱レガリーコミュニケーションズを吸収合併
2014年6月	東京都豊島区にファストネイル・プラス1号店となる池袋店を出店
2014年10月	インテグラル株式会社及び同社が運営するファンドが、アント・キャピタル・パートナーズ株式会社から全株式を譲渡され、当社の筆頭株主となる
2014年12月	男性用ネイルケアメニュー「男の爪磨き」(10分1,000円)コースを導入
2015年3月	サロン内に設置されたテレビモニターでのCM放映や、サンプル商品のお客様への直接配布など、主にメディア事業を目的とした子会社、株式会社femedia(フィーメディア)を東京都渋谷区に設立(連結子会社)
2015年4月	爪に優しく短時間でジェルの除去ができる新ジェルオフ装置「e.g.1」を導入
2015年8月	ネイルのデザイン選択からサロン予約までがスマートフォンやパソコンからできる、独自開発のWEB予約システム“FASTNAIL TOWN”を導入
2015年12月	各種プッシュ通知やポイント制度を導入した“FASTNAIL TOWN”的アプリをリリース
2016年2月	東海地区への初出店として愛知県名古屋市中区のヘアーサロン店内に、ファストネイル スープラム栄店を出店
2017年1月	ファストネイル スープラム栄店をビル1階へ移転し、初の路面店となるファストネイル栄店としてリニューアルオープン
2017年8月	東海地区のショッピングセンターへの初出店として、愛知県常滑市にファストネイル イオンモール常滑店を出店

(b) 旧㈱コンヴァノが当社に吸収合併されるまでの主な事業の変遷

年 月	概 要
2007年 4月	株式会社コンヴァノ(旧㈱コンヴァノ)を神奈川県川崎市麻生区に設立
2007年 7月	東京都渋谷区に1号店となるネイルサロン・マジーク渋谷道玄坂店を出店
2009年 4月	本社を東京都渋谷区道玄坂に移転 同時に本社内にネイリスト育成の研修機関であるコンヴァノ・ネイルビジネスアカデミー(C N B A)を開校
2010年 2月	「新しいネイルのカタチ」をキヤッチフレーズとして、東京都新宿区にネイルサロン ファストネイルの1号店となる新宿店を出店
2010年 7月	ファストネイルブランドのサロン運営を目的とした子会社、㈱ファストネイルを東京都渋谷区に設立
2010年11月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転
2010年12月	ネイルスクール運営とその付帯業務を主な目的とした子会社、㈱コンヴァノエデュケーションを東京都渋谷区に設立
2011年 4月	ネイル雑貨及び材料の製造販売とその付帯業務を主な目的とした子会社、㈱レガリーコミュニケーションズを東京都渋谷区に設立
2012年 3月	ヘアーサロン店内への出店を目的とした小型店舗、ファストネイル・ロコの1号店となる昭島店を出店
2013年10月	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社の支援の下、㈱C V Nを存続会社として同社に吸収合併され、消滅会社となる

3 【事業の内容】

当社グループは当社(株式会社コンヴァノ)及び子会社1社(株式会社femedia)により構成されており、ネイルサロンの運営を行うネイル事業及びこれに付帯するメディア事業を展開しております。なお、次の2事業は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

1. 企業理念

当社は「新しい価値の創造と機会の拡大」を企業理念として掲げており、社名もCreation Of New Value And New Opportunities の頭文字を取り、「Convano(コンヴァノ)」と名付けております。個人商店が大半と思われるネイルサロンをチェーン化するにあたり、従来の常識や既成概念にとらわれず課題にチャレンジし続けることで、現在のネイルサロンチェーンの店舗展開を中心としたビジネスモデルの構築に至っております。

2. ブランドコンセプト

『いつもキレイ』を『私らしく』選べる

「私らしいキレイ」を「もっと身近に」感じたいというお客様の声からファストネイルは誕生いたしました。行きたいときに行きたいところに、お客様それぞれのライフスタイルに合わせた“新しいネイルのカタチ”を私たちが提供いたします。

3. ネイル事業

ネイルサロンのチェーン展開が当社の中核事業であり、独自開発による生産性の高い店舗オペレーションや、パソコンやスマートフォンを使用してお客様ご自身でデザインを選択していただくセルフオーダーシステム、さらにその各デザインに2,990円（税抜）から7,990円（税抜）までの7ラインの価格を明記することなどにより、お客様に安心してお手軽にリピートしていただける低価格でスピーディーなサービスを実現しております。

また、社内教育研修により短期間でのネイリスト育成を実現しており、未経験者でも採用後最短1ヶ月にて店舗勤務が可能となります。そのため、美容学校などの卒業生や経験者に限らないリクルートができ、出店計画などに合わせた柔軟な人材育成を行っております。

さらに、ネイルケア・ハンドケア商品の自社ブランドとして“Legaly”（レガリー）を展開しております。大部分は店舗での施術に使用いたしますが、店頭やECサイトにて一般小売も行っております。

なお、当社ではネイルサロンの中心ブランド「ファストネイル」のほかに、姉妹ブランドとして「ファストネイル・プラス」及び「ファストネイル・ロコ」を展開しております。各ブランドのコンセプトと特徴及びメニューは以下のとおりとなっております。

ブランド名	コンセプト及び特徴	メニュー
ファストネイル 	<p>安定した品質でありながら低価格でスピーディーなサービスを実現した、ジェルネイル専門のサロンです。主な特徴は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやスマートフォンを使ったサンプル写真でのセルフデザイン選択 ・最短30分のスピーディーな施術 ・2,990円（税抜）～7,990円（税抜）、7ラインの明確な料金体系 ・ネット予約とご来店前のデザイン選択も可能な自社WEBサイト及びアプリ 	ジェルネイル
ファストネイル・プラス 	<p>「自分流にアートをプラスしたい」「ネイリストの指名がしたい」などの声にお応えした、ファストネイルのプレミアムブランドです。主な特徴は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェルネイル以外にも豊富なメニュー ・デザイン変更やアート追加など、カスタマイズが可能 ・ネイリスト指名が可能 	ジェルネイル アートトッピング ネイルケア マニキュア メンズネイルケア
ファストネイル・ロコ 	<p>「ヘアーサロンにあつたらいいのに」「お買い物ついでに寄りたい」などの声にお応えした、ヘアーサロン内に併設した小型店舗です。主な特徴は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行きつけのヘアーサロンで気軽にネイルが可能 ・小型店舗ならではのアットホームな雰囲気 	ジェルネイル メンズネイルケア

各ブランドの出店地域と店舗数は以下のとおりとなっております。

ブランド名	出店地域	店舗数(店)
ファストネイル	東京都：23区内	16
	東京都 その他：武藏野市、立川市、八王子市、町田市	5(1)
	神奈川県：横浜市、川崎市 海老名市（ららぽーと海老名店 ※2018年1月26日新規出店）	5
	埼玉県：さいたま市、越谷市、川越市、志木市	4
	千葉県：柏市	1
	愛知県：名古屋市、日進市、常滑市	4
	大阪府：大阪市、吹田市	2
	京都府：京都市	1
	兵庫県：神戸市	1
小計		39(1)
ファストネイル・プラス	東京都：23区内	2
	神奈川県：横浜市	1
	埼玉県：さいたま市	1
ファストネイル・ロコ	東京都：昭島市、東大和市	2
合計		45(1)

(注) 2018年1月31日現在。店舗数の()内はフランチャイズ店舗であり内数であります。

店舗数の推移は以下のとおりであります。

(単位：店)

出店地域	第1期 2014年3月末	第2期 2015年3月末	第3期 2016年3月末	第4期 2017年3月末	第5期 2018年1月末現在
関東エリア	24	25	30	34	37
関西・東海エリア	2	3	5	6	8
合計	26	28	35	40	45

(注) 第1期及び第2期の店舗数は旧ブランド（マジック）の店舗を除く。

4. メディア事業

子会社である株式会社femediaはメディア事業を展開しております。

当社のネイルサロンの各店舗では、施術中のお客様の目線の先に大型液晶モニター「ファストネイルビジョン」を設置しており、商品広告や新店オープンの告知、クイズ、占いなどのコンテンツを放映しております。

株式会社femediaは、このファストネイルビジョンにて他企業のCMなどの広告放映を行い、広告収入を得ることを目的とする事業として独立させたものであります。お客様の大半が美容に興味をお持ちの女性であるため、視聴されるターゲットが不特定多数ではなく明確に絞れることと、施術中のお客様の視界に入るため高い視聴率が期待できることが大きな特徴となっております。

さらに、上記広告放映との相乗効果を高めるために、当社店舗でのお会計時にお客様へ試供品などを確実に提供する“手渡しサンプリング”や、店内に設置したラックへの“パンフレット設置”、当社がお客様へ配信するメールマガジンへの“広告掲載”、当社のサロン予約システム“FASTNAIL TOWN”のアプリ内に掲載する“バナー広告”などのメニューも同時に展開しております。

5. 当社ネイルサロンの特徴

当社の主要事業でありますネイルサロン「ファストネイル」の主な特徴は、以下のとおりであります。

① 独自オペレーションで実現した低価格と安定した品質のサービス提供

従来の一般的なネイルサロンでは、ネイリストがお客様に対して終始対面形式にて「デザインの決定」～「既存ジェルの除去」～「新しいジェルの施術」までを行い、1名のお客様の対応が終了するまで概ね1～2時間程度を要していました。

当社ネイルサロンでは、パソコンやタブレット端末の画面でお客様ご自身によりネイルデザインのサンプル写真を選択していただくことで、完全なセルフオーダー方式を実現しております。さらに同様の機能にネット予約機能も加えたウェブサイトやアプリ“FASTNAIL TOWN”も独自に製作しており、ご自宅のパソコンやスマートフォンでご来店前のデザイン選択とサロン予約が可能となっております。

なお、主な予約経路は“FASTNAIL TOWN”経由となっており、自社以外の集客メディアも活用しておりますが、それらに依存しない独自の集客チャネルを持っていることが、当社の大きな強みとなっております。

また、お客様が装置の穴に指を入れるだけで、既存ジェルを除去しやすくする専用装置「e.g.1(イージーワン)」を自社開発いたしました。この「e.g.1」を使用することにより1名のネイリストが新しいジェルの施術と並行して、他のお客様の既存ジェル除去を同時に行うことができます。

さらに、電話による予約受付、ご来店時の案内、お会計や次回の予約案内などのレセプション業務を、施術を行うネイリストの業務と切り離し、分業化することで、ネイリストがお客様の爪への施術のみに集中できるようにしております。

このような生産性を高める仕組みを独自に創造することで、当社ネイルサロンでは1名のネイリストが1時間で平均2名のお客様の施術を行っており、安定した品質を維持し、低価格でのサービス提供を実現しております。

② 豊富なデザインとカラーバリエーション、透明性の高い7ラインの価格設定

当社ネイルサロンでは、常時約3,000枚のネイルサンプル写真を用意しております。ジェルのカラーバリエーションも100色を揃え、都合30万通りのデザインを実現いたしました。そしてすべてのサンプル写真に対して、2,990円（税抜）から7,990円（税抜）まで7種類の価格を設定し、明示することでご予算に応じたデザイン選択をお楽しみいただけるようにしております。

このように料金を各サンプル写真に明示することにより、一般的なネイルサロンにありがちな「基本料金とオプション料金の積み重ねで、施術が終わってみると総額が不明。」「勧められると断りづらい。」といった価格に対するネガティブなイメージや、顧客を不安にさせる要素を払拭し、いつでも安心してリピートしていただけるネイルサロンを目指しております。

③ 独自のネイリスト育成研修、店舗配属後のトレーニングなどの充実した教育制度

当社ではネイリスト育成研修機関であるコンヴァノ・ネイルビジネスアカデミー(C N B A)を本社内に開校し、未経験者でも採用後最短1ヶ月で店舗デビューが可能となるように、ファストネイルで必要なオペレーションに特化した、当社独自の教育カリキュラムを使用して研修を実施しております。

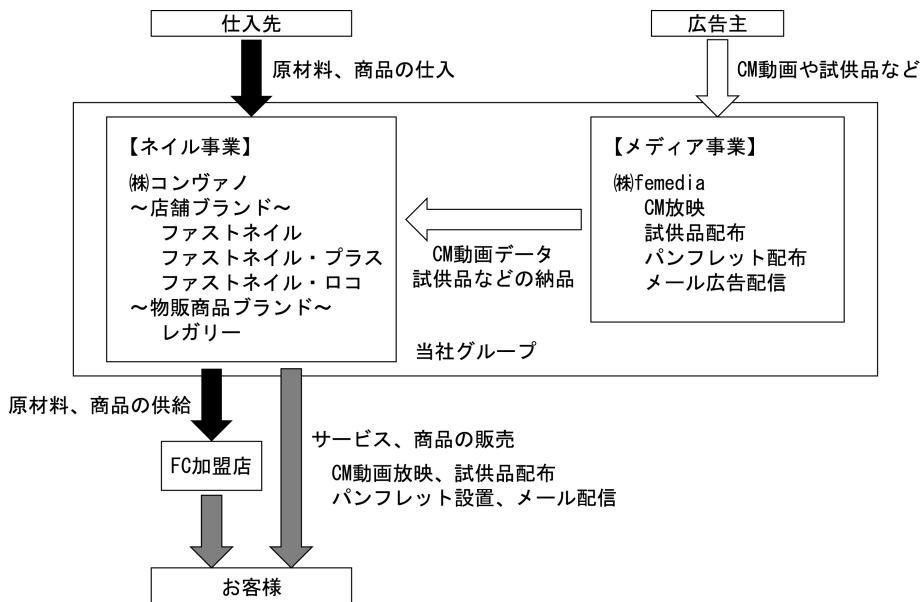
また、独自に開発したプロネイリスト実務能力判定「アーバンテスト(注)」を実施し、実際に店舗で働くプロネイリストとしての総合力を判定しております。研修生の店舗デビューの条件として基準を設けることで、安定した品質の維持に努めており、基準未到達者は繰り返し受験し、合格するまでは店舗デビューができないこととしております。

一方で店舗への配属後も、各自のタイトルに応じたトレーニングプログラムや、企業内大学であるコンヴァノ・ユニバーシティ(C U)や外部スクールによる各種セミナーなどを用意し、ネイルに関する技術向上だけではなく、各々のキャリアプランの実現と自立した人材の育成をも目指し、従業員のサポートに努めています。

このように充実した人材育成制度を構築することにより、ネイリスト育成ならびに安定した品質の施術と接客の提供、従業員のモチベーションの維持・向上に寄与しているものと考えております。

(注) アーバン (á:ban) は、Assessment of Business Ability for Nail expertの略称。

6. 事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (または被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱femedia	東京都渋谷区	2,500	メディア事業	100.0	経営指導等 設備の賃貸 事務サービスの代行 役員の兼任等

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社ではありません。
 3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. 当社の過半数の株式を保有するインテグラル2号投資事業有限責任組合は、企業会計基準適用指針第22号
 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」16項(4)の規定により、連結
 財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づく親会社には該当しません。
 なお、当社が採用するIFRSにおいては、インテグラル株式会社が親会社となります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ネイル事業	257 (24)
メディア事業	1 (-)
合計	258 (24)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グ
 ループへの出向者を含む。)であります。
 2. 臨時雇用者数は、1日8時間換算による最近日までの1年間の平均人数を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2018年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
257 (24)	26.6	2.8	3,019

- (注) 1. 当社はネイル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。
 2. 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であります。
 3. 臨時雇用者数は、1日8時間換算による最近日までの1年間の平均人数を()外数で記載しております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第4期連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策により、雇用・所得環境の改善傾向により緩やかな回復基調が続きましたが、個人消費についてはおおむね横ばいの動きとなりました。一方で、米国や欧州を中心とした海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは「ファストネイル」8店舗を新規に出店いたしました。関東エリアにおいて、ブランド認知の促進を目指して商業施設内に「本川越PePe店」「北千住マルイ店」「マルイアミリー溝口店」の3店舗を出店し、ビルインタイプ店舗として「中野店」「渋谷道玄坂店」を出店いたしました。また、関西エリアでは兵庫県下へのファストネイルブランドでの初出店となる「神戸三宮店」を出店いたしました。さらに、既存の「心斎橋店」と「セサミ千里店」の集約及びリロケートを主目的とし、関西オフィスを併設した「江坂店」を出店いたしました。東海エリアでは2店舗目となる「名駅店」を出店いたしました。その結果、当連結会計年度末時点での店舗数は40店舗(内1店舗はフランチャイズ)となりました。

主なマーケティング活動として、前連結会計年度にリリースした自社のWEB予約サイトとスマホ用アプリからなる“FASTNAIL TOWN”的改良と利用促進を強化いたしました。当連結会計年度末時点での登録いただきました会員数は19万人を超え、ご来店いただきましたお客様の約半数は当システムを利用してのご予約を頂いております。また、クーポン誌やWEBサイトなどに掲載している新規顧客用クーポンの価格の見直しを実施する一方、店内での物販商品において、外出先でも使いやすいゲル状の保湿オイル「キューティクルゲル・ガーデニアトゥーゴー」やその他の季節限定商品等、10種類以上を新発売いたしました。

サービスの向上及び人材育成におきましては、外部業者によるミステリーショッパー(覆面調査)とその評価のフィードバック、葉書によるお客様アンケートの実施、新規採用者へのトレーニング内容の改訂、従業員のトレーニングプログラムにおける外部研修の導入などを行い、顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。

店舗内に設置された液晶モニターによる広告収入を中心とした子会社の株式会社femedia(フィーメディア)は、販路拡大、コンテンツの拡充を図りました。

以上のように将来の多店舗展開を見据えた投資を行い、また上場を見据えた経営・管理体制強化のための人員の増強など、上場準備に係る各種の費用を計上した結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益は1,788百万円(前年同期比25.6%増)、営業利益は108百万円(同281.7%増)、税引前利益は101百万円(同3,562.3%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は63百万円(前年同期は親会社の所有者に帰属する当期損失4百万円)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① ネイル事業

当連結会計年度は、新店舗の増加に加えて、旺盛な需要による利用客数の増加、単価の上昇、リピート客の増加に支えられ、売上を堅調に伸ばしました。当連結会計年度における総利用客数は42万人を超え、昨年に比べ20%以上増加する結果となっております。

これらの結果、ネイル事業につきましては、売上収益は1,780百万円(前年同期比25.8%増)、セグメント利益は112百万円(前年同期比336.6%増)となりました。

② メディア事業

メディア事業は、子会社である株式会社femediaが展開するファストネイル店舗内に設置された液晶モニターを広告媒体としてメディア化する事業ですが、インターネットを介してこれら液晶モニターの放送内容を制御する新システムの導入によるコストの増加に加えて、新システム移行期における営業活動の不振により減収となりました。

当連結会計年度の売上収益は9百万円(前年同期比14.1%減)、セグメント損失は4百万円(前年同期はセグメント利益3百万円)となりました。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当第3四半期連結累計期間(2017年4月1日～2017年12月31日)におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀によるマイナス金利政策を背景に、企業収益や雇用情勢に改善の兆しが見られ、穏やかな回復基調が続いておりますが、米国の政策動向や欧州の政情不安定、東アジア地域における地政学的リスクの高まり等により、先行きに不透明感が漂う中、推移しました。

このような環境の中、当社が展開するネイルサロン“ファストネイル”的利用者数は、前年同期を上回る推移となりました。

店舗展開では、東海地区のショッピングセンターへの初出店となる「ファストネイル イオンモール常滑店」など5店舗を新規出店し、2017年12月31日現在の店舗数は44店舗(内1店舗はフランチャイズ)となりました。

自社のWEB予約サイトとスマホ用アプリからなる“FASTNAIL TOWN”では、SNSやメールなどをを利用して様々な通知を配信するなど、利用促進を強化しました。2017年12月31日現在の会員数は26万人を超え、ご来店のお客様の半数近くは当システムを利用してのご予約を頂いております。

店内の物販商品では、「Dr.Nail ディープセラム for FOOT」の販売を開始し、フットネイルの需要を喚起するとともに、季節限定商品を強化しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上収益は1,507百万円(前年同期比12.8%増)、営業利益は134百万円(同55.6%増)、税引前四半期利益は129百万円(同59.9%増)、親会社の所有者に帰属する四半期利益は79百万円(同56.6%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① ネイル事業

(店舗数)

ブランド名	地域	2017年 3月31日	新規出店	統合	2017年 12月31日
ファストネイル	関東	28(1)	3	△1	30(1)
	関西・東海	6	2	—	8
	計	34(1)	5	△1	38(1)
ファストネイル・プラス	関東	4	—	—	4
ファストネイル・ロコ	関東	2	—	—	2
合計		40(1)	5	△1	44(1)

(注) () 内はフランチャイズ店舗であり内数であります。

(新規出店・統合)

年月	内容
2017年5月	ファストネイル 銀座店(東京都中央区)をリニューアル ※ ファストネイル 銀座4丁目店を統合
8月	ファストネイル イオンモール常滑店(愛知県常滑市)を新規出店
9月	ファストネイル マルイファミリー志木店(埼玉県志木市)を新規出店 ファストネイル 阪急大井町ガーデン店(東京都品川区)を新規出店
11月	ファストネイル プライムツリー赤池店(愛知県日進市)を新規出店
12月	ファストネイル サクラス戸塚店(神奈川県横浜市戸塚区)を新規出店

(業績)

既存店における利用客数の増加、新規出店に伴い、売上を堅調に伸ばしました。当第3四半期連結累計期間における総利用客数は35万人を超え、前年同期間に比べ10%以上増加する結果となっております。サマーシーズンや12月後半において需要は更に高まり、一部の店舗では予約が取れない状況が続くなどの状態が見られました。これらは年々高まるネイル需要と利用者の裾野の拡がりによるところが大きく、当第3四半期連結累計期間に新規出店した5店舗につきましても好調な滑り出しがなっており、既存店の伸びと相まって業績を底上げしました。

これらの結果、売上収益は1,500百万円（前年同期比12.8%増）、セグメント利益は133百万円（同50.9%増）となりました。

② メディア事業

(業績)

新たな営業体制の強化を進めたことに加えて、店舗における広告価値を高める取り組みが顧客の支持獲得につながり、幅広い業種のクライアントに利用いただくことができました。また、店舗で放映する映像広告とタイアップしたネイルデザインを投入するなど話題性のある取り組みにも注力いたしました。

これらの結果、売上収益は9百万円（前年同期比14.5%増）、セグメント利益は1百万円（前年同期はセグメント損失2百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第4期連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ28百万円増加し、100百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は133百万円（前年同期比48百万円増）となりました。これは主に税引前利益101百万円を計上した一方で、法人所得税等の支払額21百万円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は50百万円（前年同期比2百万円の支出増）となりました。これは主に店舗にかかる有形固定資産の取得による支出37百万円、無形資産の取得による支出3百万円、敷金及び保証金の差入による支出12百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は54百万円（前年同期比29百万円の支出減）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出50百万円によるものであります。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当第3四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ0百万円増加し、100百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は92百万円（前年同期比3百万円減）となりました。これは主に、税引前四半期利益129百万円を計上した一方で、法人所得税等の支払額66百万円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は50百万円（前年同期比9百万円の支出増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出を33百万円計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は42百万円（前年同期比30百万円の支出増）となりました。これは主に、短期借入れによる収入を111百万円計上した一方で、短期借入金の返済による支出を76百万円、長期借入金の返済による支出を75百万円それぞれ計上したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 仕入実績

第4期連結会計年度及び第5期第3四半期連結累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第4期連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第5期第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
ネイル事業	110,601	131.0	88,654
メディア事業	—	—	—
合計	110,601	131.0	88,654

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第4期連結会計年度及び第5期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第4期連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第5期第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
	売上収益(千円)	前年同期比(%)	売上収益(千円)
ネイル事業	1,780,384	125.8	1,499,642
メディア事業	8,704	85.9	8,865
調整	△ 1,303	—	△ 1,330
合計	1,787,785	125.6	1,507,177

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先が無いため記載を省略しております。

3. 調整はセグメント間の相殺消去であります。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、別段の表記がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの企業理念は「新しい価値の創造と機会の拡大」の追求であり、それはCreation Of New Value And New Opportunities の頭文字を取り「Convano(コンヴァノ)」と名付けられた社名にも込められております。

この企業理念に基づき、従来の常識や既成概念にとらわれず課題にチャレンジし続けることで、従来は一般的に高価格で施術に時間がかかるものと考えられていたネイルサービスを、リーズナブルな価格とスピーディーな施術で提供することを可能としてまいりました。

今後はネイル業界全体の発展に貢献するためにも、当社グループはブランド認知の促進を図ることにより潜在需要を掘り起こし、より多くの方々に「ジェルネイル」を経験していただくべく、新規ユーザーの開拓ならびに雇用機会の創出に取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社及び各事業の売上収益、営業利益、EBITDA及びその成長率を重視しています。また独自のオペレーションによる高い生産性が当ビジネスモデルの根幹であるため、各ネイリスト別の施術時間や顧客の店舗での滞在時間など、様々な時間の動向を注視しております。さらに予約によるご来店が大半であるため、予約手段の割合や、予約可能数に対する予約率、キャンセル率などの動向を事業上の重要な指標として注視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

近年、ジェルネイルが一般的に認知されてきたとは言えども、ネイルサロンを利用されたことのある方々は、ヘアーサロン利用者などと比較すると未だ少数であり、これは「値段が高い」「時間がかかる」など、過去のネイルサロンに対するネガティブなイメージを払拭できていないことが主原因であると考えられます。

当社グループが展開するネイルサロン「ファストネイル」は、低価格でありながら安定した技術力とスピーディーな施術、デザインの豊富さ、明朗な会計などが特色であり、これらを顧客に向けてよりいっそう訴求し、安心して通えるネイルサロンのトップブランドとして認知していただくことが不可欠です。

そこで、当社グループの企業規模に合った効果的かつ効率的な広告宣伝活動を続けると同時に、これまで出店地域を首都圏と関西の駅近郊のビル内をメインとして進めてまいりましたが、現在は大型商業施設内や路面店などの高い認知が期待できる場所への出店も始めており、さらに今後は関東・関西・東海地区以外の未出店地域への出店も検討し、事業規模の拡大を図ってまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

ネイルサロンにおける接客方法は基本的にマンツーマンでの役務提供となるため、各店舗へのネイリストの配属人数は、その店舗の売上に直結いたします。さらに、ネイリストはお客様に直接携わるため、技術力と同時に高い接客能力も求められます。よって当社グループにおける最も大切な経営資源は「優秀な人材」であると考えております。当社グループとしましては、知名度と信頼度を向上させ、新卒採用・中途採用を問わず積極的な採用活動を推進し、優秀な人材を獲得してまいります。

また、当社サロン「ファストネイル」と競合他社との大きな相違点として、WEBやスマートフォンのアプリなどを使用したサロン予約と、ネイルデザイン写真を使用したセルフオーダーシステムがあげられます。これらのインターネットを介したシステムが当社サロンの特色であり、独自性と魅力を高めるコンテンツの継続的な改良とシステムの更なる安定稼動、バックアップ体制の強化などが重要課題であると認識しております。今後の多店舗展開ならびに全国展開を推進するにあたり、システム基盤の強化を図り安全性の向上も含めたIT投資とインフラの整備を適切に行ってまいります。

当社グループは企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、さらなる事業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役ならびに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスクとなる可能性が考えられる主な事項を記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の迅速な対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項記載事項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため実際の結果と異なる可能性があるとともに、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場動向と競合他社について

当社グループが属しているネイル産業は2008年頃までに急成長してきましたが、その当時と比較すると現在は伸び率も鈍化しており、ほぼ成熟期に移行し始めたものと思われます。また、当社グループがサロンを主に出店している関東地区は競争が激化しており、過当競争である可能性も否定できません。他業界と比較するとネイルサロン事業は投資コストや法規制などにおいて参入障壁が低く、個人商店の開業も含めて当面、継続して出店が発生するものと考えられます。

当社グループといったしましては、ファストネイルブランドの特徴と強みを一般消費者により一層アピールすることによる潜在需要の掘り起こしを強化してまいりますが、競合状態がさらに激化した場合には、既存店舗の売上が減少し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の確保や人件費の高騰について

当社グループは、今後、店舗展開を行う上で新たな人材の確保が不可欠となります。ネイル業界特有の事情で女性比率が高く、結婚、出産等のライフステージの変化により、平均勤続年数が短く、離職率が高い傾向あります。ネイリストの技術向上、労働環境の改善・充実を今後も図っていく方針ですが、給与相場の上昇、求人費用の増加、労働力需要の増加などに伴い、採用環境が悪化した場合、あるいは退職者数が想定を大きく上回った場合、当社グループが必要とする従業員を適切なコストで確保することができなくなり、新規出店の遅延や既存店の売上減少など業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新規出店計画について

当社グループの基本的な出店方針は、主要駅を基軸とし特定の出店地域ごとに店舗数を拡大していく方式であり、各地域における有力不動産業者などからの情報に基づき、立地条件、賃貸条件、売上予測、投資採算性などを慎重に検討し、出店地を決定しております。しかしながら、当社のニーズに合致した物件が必ずしも確保できるとは限らず、また仮に確保できたとしても不動産賃料の高騰などにより計画された店舗収益を確保できない可能性もあり、新規出店が計画通り行われず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出店時に発生する費用及び差入保証金について

当社グループでは初期投資を抑えた出店を基本戦略としておりますが、新規出店時には内装工事や什器備品、販売促進に伴う費用が一時的に発生するため、大量の新規出店、期末に近い時点での新規出店は、その期の利益を押し下げる要因となります。また、賃貸物件による出店を基本としているため、出店時には賃貸人に対して差入保証金を預け入れます。契約に際しては、物件所有者の信用状況の確認などを行い、検討しておりますが、賃貸人の経営状況によっては、当該店舗における営業に支障が生じ、契約満了による退店をした際に差入保証金などの全部または一部が返還されない可能性があります。

また、当社グループ側の都合により不採算店舗の契約を中途解約する場合など、締結している賃貸借契約の内容によっては、差入保証金などの全部または一部が返還されない場合があり、当社グループの財務状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、第4期連結会計年度末における総資産に占める差入保証金の割合は6.5%となっております。

(5) 個人情報の保護について

当社グループは会員登録の際にお客様から頂く情報、採用した従業員の情報など、多数の個人情報を保有しております、社内規程に則った管理に努めております。しかしながら、個人情報が外部へ漏洩するような事態が発生した場合には、法令違反、損害賠償などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システム障害について

当社グループはインターネット回線を通じてオーダーシステム、予約システム、ホームページなどを専門の外部業者が所有するレンタルサーバーにて、また売上管理、原材料の受発注、電子帳票類の保管などを、自社内のサーバーにて運用しております。データのバックアップや予備機の設置、定期的なウイルスチェックなどの対策を講じておりますが、災害や機械の故障、回線業者側の不具合など、不測の事態によってシステム障害が発生した場合には、店舗の運営に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 財務制限条項と金利変動について

当社グループは、吸収合併時の株式譲渡に係る資金を金融機関からの借り入れにより調達しており、係る金銭消費貸借契約に基づく借入金には財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば本契約上の期限の利益を失うため、ただちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となり、当社グループの財務状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があるとともに、係る資金の確保ができない場合には、当社グループの存続に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の出店などに伴う支出についても、経済情勢や金利動向、財務バランスを総合的に勘案し、有利子負債の適正水準の維持に努めながら借入を行う方針ですが、想定した借入が実行できない場合、もしくは借入金利が上昇した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、第4期連結会計年度末における総資産に占める借入金の割合は38.9%となっております。

(8) 減損損失について

のれん及び無形資産の商標権は、当社グループの資産の相当な部分を占めます。旧㈱コンヴァノの買収により発生したのれん及び無形資産の商標権は、第4期連結会計年度末現在それぞれ650,260千円、488,000千円であり、合わせて当社グループの総資産の73.2%を占めています。IFRSのもとでは、のれん及び無形資産の商標権は償却の対象とはならず、毎年及び減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストが実施されます。また、当社グループの有形固定資産も、帳簿価額を回収することが出来ない可能性を示す事象や状況変化があった場合には減損テストが実施されます。

外部環境の著しい変化などにより当社グループの店舗収益が悪化し、事業計画において計画したものと業績が大きく乖離した場合、有形固定資産、のれん及び無形資産の商標権について減損損失を計上することとなり、当社グループの財政状態及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 天候不順や自然災害について

当社グループは関東、関西、東海地区に店舗を展開しております。これらの地区において天候不順や異常気象が発生した場合には、客数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、地震や台風などの天変地異により、特定の店舗に留まらず、ある程度のエリアの店舗に跨ってお客様の来店や従業員の出勤が困難になった場合、もしくは店舗の破損・停電・道路の寸断などによって営業が困難になった場合には、店舗の売上が大幅に減少することが考えられます。さらに被害の程度によっては、修繕費などの多額の費用が発生する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) インテグラル株式会社及びその運営ファンドとの関係について

当社は本書提出日現在では、インテグラル株式会社及びその運営ファンドが大株主となっております。当社上場後も相当数の当社株式を保有し、当社の企業価値の向上をサポートする方針を示しております。しかしその保有・処分方針の変更があった場合、当社株式の一部または全部を売却される可能性もあり、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) インターネットなどによる風評被害について

当社グループの展開する「ファストネイル」は、来店前の予約手段や広告宣伝の多くをインターネットに依存しております。そのため、商標などの不正使用や、ソーシャルメディアの急激な普及とともに、インターネット上の書き込み、悪意のあるクチコミ投稿などによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかるわらず、当社グループの事業、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの競合他社に対する風評被害であっても、ネイル産業全体の社会的評価や評判が下落することにより、当社グループの事業、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 業歴が浅いことによるリスクについて

当社は設立が2013年であり、未だ成長途上にあるため、さらなる事業拡大に対応する上での必要な経験等が十分に蓄積されていないと考えております。よって、今後の事業及び経営成績を予測するうえで見込みと異なる推移となった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 内部管理体制について

当社グループは、今後の事業展開や成長を支えるためにも内部管理体制のより一層の充実を図っていく方針であります。事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 店舗における顧客からのクレームや事故について

当社グループの事業は、その性質上、顧客からの仕上がり品質やサービスに対するご指摘、ご不満などのクレームを受ける可能性があります。またお客様に店舗に直接ご来店いただくことから、店舗において何らかの重大な事故などが発生した場合、当社グループの事業、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(株式会社みずほ銀行との借入契約)

当社は2016年3月28日付で株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。

当該ローン契約の主な内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先

株式会社みずほ銀行

2. 取引期間

自 2016年3月31日 至 2022年9月30日

3. 借入金額

650百万円

4. 返済期限

2016年12月31日より3ヶ月ごとに弁済(最終返済日2022年9月30日)

5. 金利

全銀TIBOR 3ヶ月プラススプレッド

スプレッド 0.75%

6. 用途

㈱CVNによる旧㈱コンヴァノ買収時に発生したLBOローンのリファイナンスに使用

7. 財務制限条項

- ① 各年度の決算期末時点での連結決算ベースの資本の部の金額(純資産の金額)を前年同期比80%以上に維持する。
- ② 各年度の決算期末における連結決算ベースの損益計算書の経常損益(IFRSベースの場合は、次の計算式により求められる金額をいう。営業利益+金融収益-金融費用+持分法による投資利益)を2期連続マイナスとしないこと。
- ③ 各年度の決算期末時点での連結決算ベースの有利子負債残高(短期借入金、長期借入金、社債、転換社債等)を8億円以下にすること。(借主が事前に貸主の承諾を得て行った資金調達に係る有利子負債残高を除く)

6 【研究開発活動】

第4期連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当社グループでは、ネイル素材の研究等に取り組んでおります。

なお、当連結会計年度における研究開発費の実績は軽微であります。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当社グループでは、ネイル素材の研究等に取り組んでおります。

なお、当第3四半期連結累計期間における研究開発費の実績は軽微であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に変化がある場合には、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

第4期連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当社グループでは当連結会計年度において「ファストネイル」8店舗を新規に出店いたしました。関東エリアにおいて、ブランド認知の促進を目指して商業施設内に「本川越PePe店」「北千住マルイ店」「マルイファミリー溝口店」の3店舗を出店し、ビルインタイプ店舗として「中野店」「渋谷道玄坂店」を出店いたしました。また、関西エリアでは兵庫県下へのファストネイルブランドでの初出店となる「神戸三宮店」を出店いたしました。さらに、既存の「心斎橋店」と「セサミ千里店」の集約及びリロケートを主目的とし、関西オフィスを併設した「江坂店」を出店いたしました。東海エリアでは2店舗目となる「名駅店」を出店いたしました。その結果、当連結会計年度末時点での店舗数は40店舗(内1店舗はフランチャイズ)となりました。

主なマーケティング活動として、前連結会計年度にリリースした自社のWEB予約サイトとスマホ用アプリからなる“FASTNAIL TOWN”的改良と利用促進を強化いたしました。当連結会計年度末時点のご登録いただきました会員数は19万人を超え、ご来店いただきましたお客様の約半数は当システムを利用してのご予約をいただいております。また、クーポン誌やWEBサイトなどに掲載している新規顧客用クーポンの価格の見直しを実施する一方、店内での物販商品において、外出先でも使いやすいゲル状の保湿オイル「キューティクルゲル・ガーデニアトゥーゴー」やその他の季節限定商品等、10種類以上を新発売いたしました。

サービスの向上及び人材育成におきましては、外部業者によるミステリーショッパー(覆面調査)とその評価のフィードバック、葉書によるお客様アンケートの実施、新規採用者へのトレーニング内容の改訂、従業員のトレーニングプログラムにおける外部研修の導入などを行い、顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。

店舗内に設置された液晶モニターによる広告収入を中心とした子会社の株式会社femediaは、販路拡大、コンテンツの拡充を図りました。

以上のように将来の多店舗展開を見据えた投資を行い、また上場を見据えた経営・管理体制強化のための人員の増強など、上場準備に係る各種の費用を計上した結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益は1,788百万円(前年同期比25.6%増)、営業利益は108百万円(同281.7%増)、税引前利益は101百万円(同3,562.3%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は63百万円(前年同期は親会社の所有者に帰属する当期損失4百万円)となりました。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

店舗展開では、東海地区のショッピングセンターへの初出店となる「ファストネイル イオンモール常滑店」など5店舗を新規出店し、2017年12月31日現在の店舗数は44店舗（内1店舗はフランチャイズ）となりました。

自社のWEB予約サイトとスマホ用アプリからなる“FASTNAIL TOWN”では、SNSやメールなどを利用して様々な通知を配信するなど、利用促進を強化しました。2017年12月31日現在の会員数は26万人を超える、ご来店のお客様の半数近くは当システムを利用してのご予約を頂いております。

店内の物販商品では、「Dr.Nail ディープセラム for FOOT」の販売を開始し、フットネイルの需要を喚起するとともに、季節限定商品を強化しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上収益は1,507百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益は134百万円（同55.6%増）、税引前四半期利益は129百万円（同59.9%増）、親会社の所有者に帰属する四半期利益は79百万円（同56.6%増）となりました。

(3) 財政状態の分析

第4期連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度末における資産、負債及び資本の状況は以下のとおりであります。

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ54百万円増加し、211百万円となりました。これは主に現金及び現金同等物が28百万円増加し、営業債権及びその他の債権が15百万円増加したことなどによるものであります。非流動資産は、前連結会計年度末に比べ12百万円増加し、1,344百万円となりました。これは主に繰延税金資産が10百万円増加し、その他の金融資産が4百万円増加したことなどによるものであります。その結果、資産合計は前連結会計年度末に比べ66百万円増加し、1,555百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ95百万円増加し、384百万円となりました。これは主に借入金が49百万円増加し、未払法人所得税等が28百万円増加したことなどによるものであります。非流動負債は、前連結会計年度末に比べ96百万円減少し、530百万円となりました。これは主に借入金が98百万円減少したことなどによるものであります。その結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ2百万円減少し、915百万円となりました。

(資本)

資本は、利益剰余金の増加などにより前連結会計年度末に比べ67百万円増加し、640百万円となりました。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当第3四半期連結会計期間末における資産、負債及び資本の状況は以下のとおりであります。

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ43百万円増加し、253百万円となりました。これは主に、営業債権及びその他の債権が29百万円、棚卸資産が8百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。非流動資産は、前連結会計年度末に比べ21百万円増加し、1,366百万円となりました。これは主に、その他の金融資産が13百万円、有形固定資産が13百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。その結果、資産合計は前連結会計年度末に比べ64百万円増加し、1,619百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ57百万円増加し、442百万円となりました。これは主に、借入金が35百万円、その他の流動負債が21百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。非流動負債は、前連結会計年度末に比べ75百万円減少し、456百万円となりました。これは主に、借入金が74百万円減少したことなどによるものであります。その結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ17百万円減少し、897百万円となりました。

(資本)

資本は、利益剰余金の増加などにより前連結会計年度末に比べ82百万円増加し、722百万円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの売上は、経済情勢、消費者の嗜好の変化、他社との競合、天候不順、出店計画等による影響を受け、また当社グループの費用は、原材料価格、光熱費、不動産賃料、人件費等による影響を受けます。したがって、これらの変動要因が発生し、当社グループによる対応策が功を奏さなかった等の場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの経営成績に影響を与える他の要因については、「4 事業等のリスク」をご参照下さい。

(5) 経営戦略の現状と見通し

ファストネイルは安定的な収益を確保しており、当社グループの中核となるブランドとなっております。当社グループは、既存店の収益力強化のためにオペレーションの改善及びお客様に支持される気持ちの良いサービスを提供し、新規出店及びブランドの拡大を進めてまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

第4期連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ28百万円増加し、100百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は133百万円（前年同期比48百万円増）となりました。これは主に税引前利益101百万円を計上した一方で、法人所得税等の支払額21百万円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は50百万円（前年同期比2百万円の支出増）となりました。これは主に店舗にかかる有形固定資産の取得による支出37百万円、無形資産の取得による支出3百万円、敷金及び保証金の差入による支出12百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は54百万円（前年同期比29百万円の支出減）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出50百万円によるものであります。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当第3四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ0百万円増加し、100百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は92百万円（前年同期比3百万円減）となりました。これは主に、税引前四半期利益129百万円を計上した一方で、法人所得税等の支払額66百万円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は50百万円（前年同期比9百万円の支出増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出を33百万円計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は42百万円（前年同期比30百万円の支出増）となりました。これは主に、短期借入れによる収入を111百万円計上した一方で、短期借入金の返済による支出を76百万円、長期借入金の返済による支出を75百万円それぞれ計上したことによるものであります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり当社グループが今後の業容拡大を遂げるためには、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

業界全体として市場価格が下落する中で、消費者はより多くの選択が可能になり、価値のあるものにお金を出すという傾向がますます強くなってきております。従いまして、短期間で変遷するマーケットニーズを的確に汲み取り、スピード感を持ってサービスを進化させていくことが最大の課題であると認識しております。

そのために、人材への積極的投資を行い、優れた人材を確保・育成することにより顧客満足度の高い店舗の実現に取り組んでまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第4期連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当社グループでは、当連結会計年度中の設備投資につきましては、ネイル事業において、新規出店8店舗、関西事務所の開設、既存店舗の改修(ブランド転換)1店舗を中心に37百万円、ソフトウェアの取得に3百万円の設備投資を実施いたしました。所要資金については自己資金を充当いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当社グループでは、当第3四半期連結累計期間の設備投資につきましては、ネイル事業において、新規出店5店舗を中心に33百万円、ソフトウェアの取得に1百万円の設備投資を実施いたしました。所要資金については自己資金を充当いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2017年3月31日現在

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(人)
				建物 附属設備	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社	東京都渋谷区	ネイル事業	本社・倉庫設備	37	186	—	223	46(5)
関西事務所	大阪府吹田市	ネイル事業	事務所設備等	461	—	—	461	2(—)
ファストネイル新宿店	東京都新宿区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	7(—)
ファストネイル渋谷店	東京都渋谷区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	8(3)
ファストネイル銀座店	東京都中央区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	9(—)
ファストネイル高田馬場店	東京都新宿区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	4(—)
ファストネイル大宮店	埼玉県さいたま市大宮区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	5(1)
ファストネイル上野店	東京都台東区	ネイル事業	店舗設備	69	—	—	69	5(1)
ファストネイル池袋店	東京都豊島区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	4(2)
ファストネイルロコ昭島店	東京都昭島市	ネイル事業	店舗設備	—	—	—	—	2(—)
ファストネイル吉祥寺店	東京都武蔵野市	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	7(1)
ファストネイル大阪梅田店	大阪府大阪市北区	ネイル事業	店舗設備	—	—	—	—	6(—)
ファストネイル横浜店	神奈川県横浜市西区	ネイル事業	店舗設備	0	138	—	138	4(1)
ファストネイル町田東急ツインズ店	東京都町田市	ネイル事業	店舗設備	1,321	19	—	1,340	6(2)
ファストネイル川崎店	神奈川県川崎市幸区	ネイル事業	店舗設備	680	—	—	680	7(—)
ファストネイル柏店	千葉県柏市	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	2(2)
ファストネイル錦糸町店	東京都墨田区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	4(—)
ファストネイル八王子店	東京都八王子市	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	4(—)
ファストネイル目黒店	東京都品川区	ネイル事業	店舗設備	157	—	—	157	4(—)
ファストネイル南大沢店	東京都八王子市	ネイル事業	店舗設備	190	—	—	190	4(2)
ファストネイルロコ東大和店	東京都東大和市	ネイル事業	店舗設備	—	—	—	—	2(—)
ファストネイル京都烏丸店	京都府京都市中京区	ネイル事業	店舗設備	—	—	—	—	5(—)

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(人)
				建物 附属設備	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
ファストネイル プラス池袋店	東京都 豊島区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	6 (—)
ファストネイル プラス新宿店	東京都 新宿区	ネイル事業	店舗設備	—	0	—	0	4 (—)
ファストネイル 五反田店	東京都 品川区	ネイル事業	店舗設備	170	—	—	170	5 (1)
ファストネイル プラス大宮店	埼玉県 さいたま市 大宮区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	3 (1)
ファストネイル プラス横浜店	神奈川県 横浜市 西区	ネイル事業	店舗設備	—	—	—	—	2 (—)
ファストネイル フレンチ笹塚店	東京都 渋谷区	ネイル事業	店舗設備	723	—	—	723	6 (1)
ファストネイル 越谷レイクタウン店	埼玉県 越谷市	ネイル事業	店舗設備	763	—	—	763	6 (1)
ファストネイル アイinz&トル ~池袋西武店	東京都 豊島区	ネイル事業	店舗設備	569	—	—	569	7 (—)
ファストネイル 銀座4丁目店	東京都 中央区	ネイル事業	店舗設備	426	150	—	576	5 (1)
ファストネイル 表参道店	東京都 港区	ネイル事業	店舗設備	484	—	—	484	4 (—)
ファストネイル 栄店	愛知県 名古屋市 中区	ネイル事業	店舗設備	—	—	—	—	6 (—)
ファストネイル 本川越PePe店	埼玉県 川越市	ネイル事業	店舗設備	2,127	—	—	2,127	5 (1)
ファストネイル 名駅店	愛知県 名古屋市 中村区	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	6 (—)
ファストネイル 神戸三宮店	兵庫県 神戸市 中央区	ネイル事業	店舗設備	0	0	—	0	4 (—)
ファストネイル 中野店	東京都 中野区	ネイル事業	店舗設備	824	294	—	1,118	3 (—)
ファストネイル 北千住マルイ店	東京都 足立区	ネイル事業	店舗設備	3,198	—	—	3,198	6 (1)
ファストネイル 江坂店	大阪府吹 田市	ネイル事業	店舗設備	0	—	—	0	4 (—)
ファストネイル 渋谷道玄坂店	東京都渋 谷区	ネイル事業	店舗設備	1,320	—	—	1,320	3 (—)
ファストネイル マルイファミ リー溝口店	神奈川県 川崎市高 津区	ネイル事業	店舗設備	3,200	—	—	3,200	4 (—)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は202百万円であります。

4. 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であります。

なお、臨時雇用者数は1日8時間換算による年間の平均を()外数で記載しております。

5. 本社の従業員数には研修中の従業員を含みます。

6. ファストネイル銀座4丁目店は、2017年5月にファストネイル銀座店に統合されております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2018年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (座席数)
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	ファストネイル 武藏小杉店 (神奈川県川崎市中原区) 2018年3月開業予定	ネイル事業	店舗設備 及び 保証金など	9,000	—	自己資金	2018年 2月	2018年 3月	10席
提出 会社	ファストネイル 堺北花田店 (大阪府堺市北区) 2018年3月開業予定	ネイル事業	店舗設備 及び 保証金など	9,000	—	自己資金	2018年 2月	2018年 3月	9席
提出 会社	ファストネイル 二俣川店 (神奈川県横浜市旭区) 2018年4月開業予定	ネイル事業	店舗設備 及び 保証金など	9,000	2,469	増資資金 及び 自己資金	2017年 7月	2018年 4月	8席
提出 会社	その他 2019年3月期 出店予定4店舗	ネイル事業	店舗設備 及び 保証金など	36,000	—	増資資金	2018年 4月以降	2019年 3月まで	(注) 3
提出 会社	2020年3月期 出店予定5店舗	ネイル事業	店舗設備 及び 保証金など	45,000	—	増資資金 及び 自己資金	2019年 3月以降	2020年 3月まで	(注) 3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力については、施術を受ける顧客の座席数を記載しております。
 3. 現時点において増加能力については未定のため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,547,240
計	8,547,240

(注) 2017年12月14日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行っております。これにより、発行可能株式総数は289,160株減少し、8,547,240株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,136,810	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,136,810	—	—

(注) 2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,923,129株増加し、2,136,810株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

2015年6月30日の定時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権(第1回新株予約権)は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	9,900	7,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,900(注) 1	78,000(注) 1、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,600(注) 2	460(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	2017年7月1日 ～2025年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,600 資本組入額 2,300	発行価格 460 資本組入額 230 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ② 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員(契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。)の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

- ④ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
- (1) 新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
 - (2) 新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
 - (3) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競業する行為(当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (1) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)までの間は、新株予約権を行使することができない。
 - (2) 当該上場日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 当該上場日の2年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数以下の本新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 当該上場日の3年後の応当日以降は、割当てを受けた新株予約権のすべてを行使することができる。
但し、当該上場日以降であって、新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、新株予約権者は、前記(1)乃至(4)にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正または廃止することができるものとする。
 - ⑥ 前号の規定にかかわらず、新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A)L.P.(以下併せて「本組合ら」という。)がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合(当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。)であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間(但し、本エグジットの実行日までに限る。)は、新株予約権者は保有する新株予約権のすべてを行使することができるものとする。
4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ④ 新株予約権を使用することのできる期間
上記に定める新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を使用することができる期間の満了日までとする。

- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(注) 2に準じて決定する。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は(注) 3に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び取得の条件は、当社取締役会の決議により定める日が到来することをもって、当該日までに本新株予約権者に対して既に交付した新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
- ⑧ 講渡による新株予約権の取得の制限
講渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
5. 当社は2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

② 第2回新株予約権

2017年4月26日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権(第2回新株予約権)は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	—	1,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	14,000(注) 1、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	500(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	—	2019年4月27日 ～2027年4月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 5
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ② 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - (1) 新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
 - (2) 新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
 - (3) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競業する行為（当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (1) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）までの間は、新株予約権を行使することができない。
 - (2) 当該上場日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 当該上場日の1年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 当該上場日の2年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数以下の本新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 当該上場日の3年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日以降は、割当てを受けた新株予約権のすべてを行使することができる。

但し、当該上場日以降であって、新株予約権の行使期間が残り1年末満である場合には、新株予約権者は、前記(1)乃至(4)にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合には、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正または廃止することができるものとする。
- ⑥ 前号の規定にかかわらず、新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A)L.P.（以下併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（但し、本エグジットの実行日までに限る。）は、新株予約権者は保有する新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されおらず、かつ、当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(注)2に準じて決定する。
 - ⑦ 他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は(注)3に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び取得の条件は、当社取締役会の決議により定める日が到来することをもって、当該日までに本新株予約権者に対して既に交付した新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
 - ⑧ 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
5. 当社は2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2013年7月31日 (注) 1	普通株式 151	普通株式 152	2,484	2,500	2,484	2,500
2013年7月31日 (注) 2	A種優先株式 19,848	普通株式 152 A種優先株式 19,848	326,500	329,000	326,500	329,000
2013年10月1日 (注) 3	—	普通株式 152 A種優先株式 19,848	△279,000	50,000	—	329,000
2014年10月7日 (注) 4	普通株式 15,048 A種優先株式 1,964,952	普通株式 15,200 A種優先株式 1,984,800	—	50,000	—	329,000
2015年6月16日 (注) 5	普通株式 198,481 A種優先株式 △1,984,800	普通株式 213,681	—	50,000	—	329,000
2015年11月17日 (注) 6	—	普通株式 213,681	—	50,000	△284,000	45,000
2018年1月4日 (注) 7	普通株式 1,923,129	普通株式 2,136,810	—	50,000	—	45,000

(注) 1. 有償第三者割当増資による増加であります。

- ① 株式の割当先 濱口 直太
- ② 発行株式数 151株
- ③ 株式価格 32,900円
- ④ 資本組入額 16,450円

2. 有償第三者割当増資による増加であります。

- ① 株式の割当先 アントブリッジ3号A投資事業有限責任組合
- ② 発行株式数 19,848株
- ③ 株式価格 32,900円
- ④ 資本組入額 16,450円

3. 機動的かつ柔軟な資本政策を行うため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を279,000千円（資本金残高の84.8%）減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

4. 2014年10月7日付で実施した、普通株式1株及びA種優先株式1株を100株に分割する株式分割によるものです。

5. 2015年6月16日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式10株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。

6. 機動的かつ柔軟な資本政策を行うため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を284,000千円（資本準備金残高の86.3%）減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

7. 2018年1月4日付で実施した、普通株式1株を10株に分割する株式分割によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2018年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	1	—	2	4	
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,220	1,904	—	18,243	21,367	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	5.71	8.91	—	85.38	100.00	

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,136,700	21,367	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 110	—	—
発行済株式総数	2,136,810	—	—
総株主の議決権	—	21,367	—

② 【自己株式等】

2018年1月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

① 第1回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2015年6月16日開催の取締役会及び2015年6月30日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	取締役会 2015年6月16日 定時株主総会 2015年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者の退職による失効により、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社使用人9名となっております。

② 第2回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2017年4月26日開催の臨時取締役会及び同日開催の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2017年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益配分を経営の最重要課題として捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、配当を行うことを基本方針としております。

このことから、内部留保の充実を図るために設立以来現在に至るまで利益配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

また、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剩余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。

今後につきましては、中長期的な事業計画に基づき、市場競争力の維持や収益の向上に不可欠な設備投資等を実行するための内部留保資金と配当の安定的な成長を念頭に、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して決定する方針であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7名 女性 0名(役員のうち女性の比率 0.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	鈴木 明	1956年12月30日	1981年4月 1992年7月 2003年6月 2009年12月 2014年11月 2015年7月 2017年3月	㈱東急ハンズ入社 ディズニーストアジャパン㈱入社 アディダスジャパン㈱ インテグレーテッドプランニング部長 日本タッパー・ウェア㈱ マーケティングディレクター 当社取締役 当社代表取締役(現任) ㈱femedia 代表取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	CFO	壱井 成仁	1962年6月5日	1987年4月 2011年12月 2012年1月 2013年7月	日本マクドナルド㈱入社 同社直営コンサルティング部マネージャー 旧㈱コンヴァノ入社、財務経理本部本部長、情報システム本部長兼任 当社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	—	水谷 謙作	1974年3月8日	1998年4月 2005年2月 2006年1月 2007年12月 2009年1月 2012年1月 2013年10月 2014年12月 2016年3月 2016年6月 2017年6月 2017年9月	三菱商事㈱入社 モルガン・スタンレー証券㈱(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)入社 GCA㈱入社 インテグラル㈱取締役パートナー(現任) ㈱ビー・ピー・エス社外取締役(現任) インテグラル・パートナーズ㈱取締役パートナー(現任) ㈱TBI(現 ㈱TBIホールディングス)社外取締役(現任) キュービーネット㈱(現 キュービーネットホールディングス㈱)社外取締役(現任) 当社取締役(現任) 信和㈱社外取締役(現任) ホリイフードサービス㈱代表取締役会長(現任) ㈱CRTMホールディングス社外取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	—	濱田 清仁	1957年11月30日	1985年10月 1989年4月 1998年2月 1998年4月 2007年6月 2014年3月 2014年6月 2015年11月 2016年9月 2017年9月	監査法人サンワ事務所(現 有限責任監査法人トマツ)入所 公認会計士登録 税理士登録 よつば総合会計事務所開設パートナー(現任) ㈱キト一社外監査役(現任) メディカル・データ・ビジョン㈱社外監査役(現任) ㈱スマイルワークス社外監査役(現任) ㈱TBI(現 ㈱TBIホールディングス)社外監査役(現任) ㈱SOU社外監査役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	中川 信男	1948年11月3日	1971年4月 1988年5月 1997年5月 2006年3月 2015年6月	㈱サンヨー入社 ㈱ヤマニ三春屋常務取締役 ㈱ダイエーフォートエンタープライズ(現 ㈱プラザクリエイストアーズ)取締役 ㈱モードツーリズム監査役 当社社外監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	澄川 恒章	1976年7月13日	1999年4月 2002年10月 2007年8月 2014年8月 2014年10月 2014年10月 2017年8月	㈱大和銀行(現㈱りそな銀行)入行 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 モルガン・スタンレー・キャピタル㈱入社 インテグラル㈱コントローラー(現任) 当社監査役(現任) ㈱ジェイトレーディング監査役(現任) ㈱I.O.C.代表取締役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	谷口 哲一	1967年6月6日	1990年4月 2001年7月 2001年12月 2003年6月 2011年6月 2015年11月 2017年8月	警察庁入庁 内閣官房司法制度改革推進準備室参事官補佐 司法制度改革推進本部事務局参事官補佐 弁護士登録、谷口法律事務所入所 谷口法律事務所代表弁護士(現任) 当社社外監査役(現任) 信和㈱社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
計							—

- (注) 1. 濱田清仁は社外取締役であります。
 2. 中川信男、谷口哲一は社外監査役であります。
 3. 2018年2月7日開催の臨時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2018年2月7日開催の臨時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	江頭 渉	人事・総務・トレーニング部
執行役員	小田 尚江	マーケティング部
執行役員	金子 陽一	社長室
執行役員	横山 周平	営業部
執行役員	横山 恭平	店舗開発・情報システム部

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本的な考え方

当社グループは、「ステークホルダーの利益を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役 4 名（うち社外取締役 1 名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として公認会計士及び税理士である濱田清仁を招聘し、広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

また、業務執行は、執行役員 5 名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで、迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

なお、取締役会は毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b 監査役会・監査役

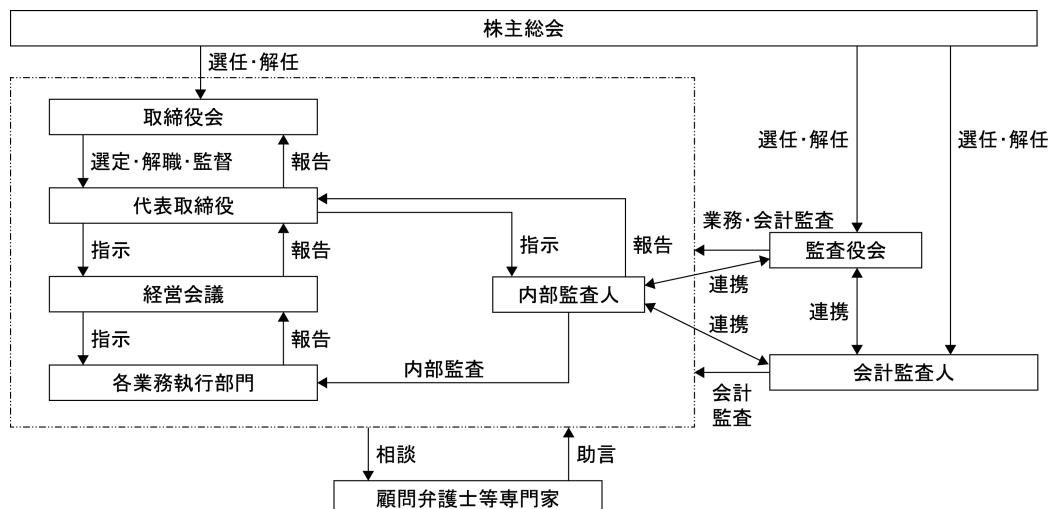
監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、上場会社の財務経理担当取締役経験者、弁護士であり、それぞれの知見を活かし経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員からの報告収受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧、店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組み、独立性を保っております。なお、監査役会は 1 ヶ月に 1 回以上開催しております。

c 経営会議

経営会議は、取締役及び経営幹部で構成しており、原則毎月 1 回開催し、直近の状況・課題を共有、それに対する施策の協議を行っております。

なお、これらの様式図は次のとおりです。



□ 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年11月17日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる。
- (b) リスク管理体制並びにコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」において、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に適宜報告する。
- (c) 「コンプライアンス委員会」はコンプライアンス体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- (d) 内部監査を通じて、コンプライアンスの状況を確認する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- (b) 個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。
- (c) ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「コンプライアンス委員会」はリスク管理全体を統括する組織として、内部統制と一体化した全社的なりスク管理体制の構築、整備を行う。
- (b) 不測の事態が発生した場合には速やかに「コンプライアンス委員会」を召集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。
- (b) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。

e 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役(会)が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用者を置く。
- (b) 監査役(会)の職務を補助する使用者の任命・異動等人事に関する事項については、監査役(会)の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用者の取締役からの独立性を確保する。

f 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役及び使用者は、会社に重大な損失を与える事項が発生しましたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役(会)が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役(会)に報告する。
- (b) 監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。

- g 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払う。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
 - (b) 監査役(会)は、会計監査人、内部監査人と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して会社の内部統制状況を監視する。
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。
- j 反社会的勢力への対応
- (a) 関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。
 - (b) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。
- k 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
- (a) 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求める。
 - (b) 当社の取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。
 - (c) 当社子会社の取締役は、当社子会社の社内規程に基づき、所管する業務を執行する。
 - (d) 当社は、企業理念及び企業行動指針に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (e) 原則として毎年2回、内部監査人が当社子会社に対して業務監査を行う。

ハ 内部監査の状況

当社は、少人数組織であり、担当人員に限りがあることから、独立した内部監査室は現在設けておりませんが、社長の命を受けた担当者(管理部3名)が内部監査人として、自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。一方、内部監査人が属する管理部については、社長が指名した人事・総務・トレーニング部部長が監査を実施し、相互に牽制する体制を探っております。

内部監査人、監査役、会計監査人は、相互に連携することにより、内部統制の効率性と有効性を高めております。具体的には、監査役は内部監査人とともに内部監査に同行し、監査内容の確認、意見交換を行っております。また、監査役は会計監査人から監査計画についての説明を受けるとともに、内部監査人、監査役及び会計監査人は、定期的に意見交換を実施し、相互連携を行っております。

ニ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士及び所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。なお、業務執行社員の継続監査年数が7年以内であるため、年数の記載を省略しております。

所属する監査法人名 有限責任監査法人トーマツ

公認会計士の氏名等 指定有限責任社員 業務執行社員 三井 勇治

指定有限責任社員 業務執行社員 木村 尚子

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 10名

その他 11名

ホ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の取締役4名のうち1名は社外取締役であり、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

社外取締役の濱田清仁は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、豊富な専門知識と経験に基づく意見を頂戴するため社外取締役として招聘しております。

社外監査役の中川信男は、大手企業において取締役や監査役の経験を有しており、客観的な立場からの監督・監査・助言を日常的に得ることを期待するものです。

社外監査役の谷口哲一は、警察庁入庁の経験を有し、谷口法律事務所の代表弁護士であります。法務的な見に基づく視点から、当社グループに対する監督・監査・助言を期待するものです。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社では各種灾害リスク、顧客のクレームなどのサービスリスク、店舗での事故などの業務リスク、セキュリティを含む情報システムリスク、盗難などの外部犯罪リスク、社内不正リスクなど様々な事業運営上のリスクについてリスク管理規程を制定し、社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

また企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、そのためコンプライアンス規程を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動を取ることを周知徹底しております。さらに同規程では社内報告の権利と義務、社内報告者の保護も定めており、コンプライアンス違反を未然に防ぐ体制も整えております。

なお、当社は業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、個人情報保護基本規程ならびに情報セキュリティ管理規程を定めております。具体的には顧客情報に関してはデータベースを外部の専用レンタルサーバーに格納し、常時監視された環境としております。情報システム担当者やマーケティング担当者など必要最低限の者のみがデータベースへのアクセス権限を有しており、店舗には顧客と連絡を取るために必要な限られた情報のみの閲覧権限を与えております。また情報セキュリティに関しては、社内サーバー内の電子データに関しては、外部からのアクセスは社有PCからのVPN接続に限られており、部署毎のアクセス権限も必要に応じて設けております。さらにデータの日毎のバックアップや予備サーバーでのリアルタイムバックアップなどの情報喪失リスクへの対策も実施しております。その他、契約書や履歴書などの紙媒体による情報も社内書庫にて保管され、必要時以外は常時施錠された状態となっており、閲覧時には担当部署が開錠する仕組みとなっております。

④ 役員報酬の内容

イ 最近事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	41,978	39,800	2,178	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	4,500	4,500	—	—	—	2

(注) 第4期事業年度末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。第4期事業年度に当社役員に就任しておりました取締役5名及び監査役3名(当事業年度中に辞任した取締役1名を含みます。)のうち、取締役2名及び監査役1名については無報酬であります。

「ストックオプション」に記載した金額は、取締役2名に対して交付している新株予約権に係る第4期事業年度における費用計上額です。

ロ 役員毎の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

ハ 役員報酬等の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の責任免除及び責任限定

当社では、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)に対して「会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。」旨定款で定めております。

また、当社では取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役に対して「会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨定款で定めております。これは取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役がその職務の執行にあたって期待される役割を十分果たすができるようにすることを目的としているものです。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる」旨定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該出席株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	17,900	10,860	31,900	8,600
連結子会社	—	—	—	—
計	17,900	10,860	31,900	8,600

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準(IFRS)に関するアドバイザリー業務等であります。

最近連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準(IFRS)に関するアドバイザリー業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する報酬を決定するに当たり、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容をもとに監査工数等の妥当性を検討、協議し、決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、IFRS第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)及び当連結会計年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)及び当事業年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2017年10月1日から2017年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2017年4月1日から2017年12月31日まで)の要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社は会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人などが主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読などを行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	(単位：千円)
資産					
流動資産					
現金及び現金同等物	7, 24	118, 602	71, 616	99, 966	
営業債権及びその他の債権	8, 24	17, 178	40, 802	56, 194	
棚卸資産	9	25, 357	28, 739	37, 665	
未収法人所得税等		21, 068	—	270	
その他の金融資産	10, 24	40	—	—	
その他の流動資産	11	18, 873	15, 210	16, 414	
流動資産合計		201, 118	156, 368	210, 510	
非流動資産					
有形固定資産	12	38, 295	44, 384	46, 519	
のれん	13	650, 260	650, 260	650, 260	
無形資産	13	517, 591	513, 227	508, 849	
その他の金融資産	10, 24	86, 863	96, 615	100, 754	
その他の非流動資産	11	3, 021	2, 499	1, 719	
持分法で会計処理 されている投資	15	2, 250	—	—	
繰延税金資産	16	12, 017	25, 807	36, 226	
非流動資産合計		1, 310, 298	1, 332, 792	1, 344, 327	
資産合計		1, 511, 416	1, 489, 160	1, 554, 837	

(単位：千円)

注記	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及び その他の債務	17, 24	46, 686	51, 072
借入金	18, 24	96, 431	60, 245
未払法人所得税等		6	14, 076
その他の金融負債	14, 18, 24	2, 933	3, 090
その他の流動負債	19	123, 441	161, 222
流動負債合計		269, 497	289, 705
非流動負債			
借入金	18, 24	638, 089	594, 264
その他の金融負債	14, 18, 24	10, 449	7, 359
その他の非流動負債	19	4, 265	5, 494
引当金	20	16, 944	19, 435
非流動負債合計		669, 746	626, 552
負債合計		939, 243	916, 256
資本			
資本金	22	50, 000	50, 000
資本剰余金	22	608, 000	613, 048
利益剰余金	22, 23	△85, 827	△90, 145
親会社の所有者に 帰属する持分合計		572, 173	572, 904
資本合計		572, 173	572, 904
負債及び資本合計		1, 511, 416	1, 489, 160
			1, 554, 837

【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2017年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		99,966	100,337
営業債権及びその他の債権		56,194	84,735
棚卸資産		37,665	45,372
未収法人所得税等		270	—
その他の流動資産		16,414	23,003
流動資産合計		210,510	253,447
非流動資産			
有形固定資産		46,519	59,077
のれん		650,260	650,260
無形資産		508,849	504,688
その他の金融資産	6	100,754	114,151
その他の非流動資産		1,719	1,384
繰延税金資産		36,226	36,226
非流動資産合計		1,344,327	1,365,786
資産合計		1,554,837	1,619,233
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		46,993	64,257
借入金	6	109,343	144,620
未払法人所得税等		41,734	25,745
その他の金融負債		3,255	3,385
その他の流動負債		183,050	203,669
流動負債合計		384,374	441,677
非流動負債			
借入金	6	495,821	421,850
その他の金融負債		4,104	1,549
その他の非流動負債		8,314	8,600
引当金		22,133	23,603
非流動負債合計		530,373	455,602
負債合計		914,746	897,278
資本			
資本金		50,000	50,000
資本剰余金		616,850	619,365
利益剰余金		△ 26,759	52,590
親会社の所有者に帰属する持分合計		640,091	721,954
資本合計		640,091	721,954
負債及び資本合計		1,554,837	1,619,233

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	25	1,423,686	26	1,787,785
売上収益	27	886,340	1,088,501	
売上原価		537,346	699,284	
売上総利益				
販売費及び一般管理費	21, 28	513,356	583,983	
その他の収益	26	7,597	1,443	
その他の費用	29	3,268	8,657	
営業利益		28,318	108,087	
金融収益	30	840	754	
金融費用	30	26,392	7,535	
税引前利益		2,766	101,305	
法人所得税費用	16	7,084	37,919	
当期利益(△は損失)		△4,318	63,386	
当期利益(△は損失)の帰属				
親会社の所有者		△4,318	63,386	
当期利益		△4,318	63,386	
親会社の所有者に帰属する 1株当たり当期利益(円)				
基本的 1株当たり当期利益(△は損失)	31	△2.50	29.66	
希薄化後 1株当たり当期利益(△は損失)	31	△2.02	29.66	

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
当期利益(△は損失)	△4,318	63,386
その他の包括利益	—	—
当期包括利益	△4,318	63,386
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	△4,318	63,386
当期包括利益	△4,318	63,386

【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
売上収益	5	1,336,166
売上原価		818,852
売上総利益		517,314
販売費及び一般管理費		426,874
その他の収益		1,070
その他の費用		5,349
営業利益	5	86,160
金融収益		579
金融費用		5,754
税引前四半期利益		80,986
法人所得税費用		30,314
四半期利益		50,672
四半期利益の帰属		
親会社の所有者		50,672
四半期利益		50,672
親会社の所有者に帰属する 1株当たり四半期利益(円)		
基本的 1株当たり四半期利益	7	23.71
希薄化後 1株当たり四半期利益	7	23.71

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
売上収益	5	450,944	496,953
売上原価		288,173	287,974
売上総利益		162,770	208,979
販売費及び一般管理費		140,154	167,430
その他の収益		406	121
その他の費用		2,465	77
営業利益	5	20,558	41,592
金融収益		163	147
金融費用		1,888	1,605
税引前四半期利益		18,833	40,134
法人所得税費用		7,139	15,668
四半期利益		11,693	24,466
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		11,693	24,466
四半期利益		11,693	24,466
親会社の所有者に帰属する 1株当たり四半期利益(円)			
基本的 1株当たり四半期利益	7	5.47	11.45
希薄化後 1株当たり四半期利益	7	5.47	11.45

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
四半期利益	50,672	79,349
その他の包括利益	—	—
四半期包括利益	50,672	79,349

四半期包括利益の帰属

親会社の所有者	50,672	79,349
四半期包括利益	50,672	79,349

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
四半期利益	11,693	24,466
その他の包括利益	—	—
四半期包括利益	11,693	24,466

四半期包括利益の帰属

親会社の所有者	11,693	24,466
四半期包括利益	11,693	24,466

③ 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位 : 千円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
2015年4月1日残高		50,000	608,000	△85,827	572,173	572,173
当期利益(△は損失)		—	—	△4,318	△4,318	△4,318
その他の包括利益		—	—	—	—	—
当期包括利益合計		—	—	△4,318	△4,318	△4,318
株式報酬取引	21	—	5,048	—	5,048	5,048
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		—	5,048	—	5,048	5,048
所有者との取引額合計		—	5,048	—	5,048	5,048
2016年3月31日残高		50,000	613,048	△90,145	572,904	572,904

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位 : 千円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
2016年4月1日残高		50,000	613,048	△90,145	572,904	572,904
当期利益		—	—	63,386	63,386	63,386
その他の包括利益		—	—	—	—	—
当期包括利益合計		—	—	63,386	63,386	63,386
株式報酬取引	21	—	3,801	—	3,801	3,801
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		—	3,801	—	3,801	3,801
所有者との取引額合計		—	3,801	—	3,801	3,801
2017年3月31日残高		50,000	616,850	△26,759	640,091	640,091

【要約四半期連結持分変動計算書】

前第3四半期連結累計期間(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

(単位:千円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
2016年4月1日残高		50,000	613,048	△90,145	572,904	572,904
四半期利益		—	—	50,672	50,672	50,672
その他の包括利益		—	—	—	—	—
四半期包括利益合計		—	—	50,672	50,672	50,672
株式報酬取引		—	2,474	—	2,474	2,474
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		—	2,474	—	2,474	2,474
所有者との取引額合計		—	2,474	—	2,474	2,474
2016年12月31日残高		50,000	615,522	△39,473	626,050	626,050

当第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
2017年4月1日残高		50,000	616,850	△26,759	640,091	640,091
四半期利益		—	—	79,349	79,349	79,349
その他の包括利益		—	—	—	—	—
四半期包括利益合計		—	—	79,349	79,349	79,349
株式報酬取引		—	2,515	—	2,515	2,515
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		—	2,515	—	2,515	2,515
所有者との取引額合計		—	2,515	—	2,515	2,515
2017年12月31日残高		50,000	619,365	52,590	721,954	721,954

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	2,766	101,305
減価償却費及び償却費	43,559	36,875
減損損失	2,304	8,063
株式報酬費用	5,048	3,801
金融収益	△840	△754
金融費用	26,392	7,535
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)	△26,551	△15,329
棚卸資産の増減額(△は増加)	△3,382	△8,926
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)	2,732	△3,561
未払消費税等の増減額(△は減少)	△3,312	7,479
未払給与の増減額(△は減少)	13,100	6,731
未払賞与の増減額(△は減少)	6,449	5,938
未払有給休暇の増減額(△は減少)	16,569	△246
その他	11,771	10,285
小計	96,604	159,198
利息の受取額	24	2
利息の支払額	△26,244	△5,603
法人所得税等の支払額又は還付額(△は支払)	14,264	△20,951
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,648	132,645
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△35,580	△36,989
無形資産の取得による支出	△8,416	△3,070
敷金及び保証金の差入による支出	△9,709	△12,182
敷金及び保証金の回収による収入	3,147	2,037
その他	1,867	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,691	△50,205
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	37,800	62,200
短期借入金の返済による支出	△25,900	△63,200
長期借入れによる収入	642,609	—
長期借入金の返済による支出	△734,519	△50,000
リース債務の返済による支出	△2,933	△3,090
財務活動によるキャッシュ・フロー	△82,944	△54,090
現金及び現金同等物の増減額	△46,986	28,350
現金及び現金同等物の期首残高	7 118,602	71,616
現金及び現金同等物の期末残高	7 71,616	99,966

【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	80,986	129,459
減価償却費及び償却費	27,256	27,225
減損損失	4,280	1,155
株式報酬費用	2,474	2,515
金融収益	△579	△474
金融費用	5,754	5,044
営業債権及びその他の債権 の増減額(△は増加)	△27,648	△28,481
棚卸資産の増減額(△は増加)	△11,417	△7,706
営業債務及びその他の債務 の増減額(△は減少)	△270	15,872
未払消費税等の増減額(△は減少)	2,202	△8,617
未払給与の増減額(△は減少)	8,369	8,908
未払賞与の増減額(△は減少)	△7,715	△11,568
未払有給休暇の増減額(△は減少)	4,295	3,279
その他	32,575	25,044
小計	120,561	161,655
利息の受取額	1	1
利息の支払額	△4,301	△3,619
法人所得税等の支払額(△は支払)	△20,951	△65,828
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,310	92,208
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,592	△33,074
無形資産の取得による支出	△3,070	△1,205
敷金及び保証金の差入による支出	△10,904	△14,753
敷金及び保証金の回収による収入	—	243
資産除去債務の履行による支出	—	△722
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,567	△49,511
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	62,200	111,000
短期借入金の返済による支出	△47,600	△75,900
長期借入金の返済による支出	△25,000	△75,000
リース債務の返済による支出	△2,302	△2,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,702	△42,325
現金及び現金同等物の増減額	42,041	371
現金及び現金同等物の期首残高	71,616	99,966
現金及び現金同等物の四半期末残高	113,657	100,337

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社コンヴァノ(以下、当社といいます)は東京都渋谷区に所在する株式会社であります。その登記されている本社は、東京都渋谷区に所在しております。

当社の連結財務諸表は2017年3月31日を期末日として、当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)により構成されております。当社の親会社はインテグラル株式会社であります。当社グループは、主としてネイル事業、メディア事業を行っております(6. 事業セグメント参照)。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

この連結財務諸表は、当社がIFRSに準拠して作成する最初の連結財務諸表であり、IFRSへの移行日は2015年4月1日です。また、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下「IFRS第1号」という。)を適用しております。IFRSへの移行が、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は「36. IFRS初度適用」に記載しております。

当社グループの連結財務諸表は、2018年2月22日に、代表取締役社長兼CEO鈴木明及び取締役兼CFO壺井成仁により承認されております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成にあたり、一部の重要な事項について会計上の見積りを行う必要があります。また、当社グループの会計方針を適用する過程において、経営者が自ら判断を行うことが求められております。翌期において重要な修正を加えることにつながる重要なリスクを伴う見積り及びその基礎となる仮定に関する情報は「4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定」に記載しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社により直接あるいは間接的に支配されている企業をいいます。支配とは投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動にさらされるか、変動に対する権利を有し、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

子会社については、当社が直接あるいは間接的に支配を獲得した日から支配を喪失する日まで連結しております。

グループ会社間の債権債務残高、取引高、及びグループ会社間取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたり消去しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配はしていない企業をいいます。関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなつた日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

(2) 企業結合

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、2015年4月1日より前の企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。即ち、移行日現在の従前の会計基準(日本基準)に従ったのれんの帳簿価額を、開始連結財政状態計算書におけるのれんの帳簿価額として表示しております。

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得日において、識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で測定しております。繰延税金資産または繰延税金負債はIAS第12号「法人所得税」に、従業員給付に係る資産または負債はIAS第19号「従業員給付」に準拠して、それぞれ認識及び測定しております。被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社の制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に準拠して測定しております。取得対価と被取得企業の非支配持分並びに被取得企業に対して従前保有していた持分の公正価値の金額の合計が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。企業結合に関連して発生した仲介手数料や助言費用等の取引関連コストは、発生時に費用処理しております。

(3) 金融商品

当社グループは、IAS第39号を適用しております。

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有金融資産または純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融資産なお、当連結会計年度末日において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は保有しておりません。

(b) 満期保有投資

固定または決定可能な支払金額と固定の満期日を有する非デリバティブ金融資産で、当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するもの

なお、当連結会計年度末日において、満期保有投資に分類する金融資産は保有しておりません。

(c) 貸付金及び債権

支払額が固定または決定可能な非デリバティブ金融資産のうち、活発な市場での取引がないもの

(d) 売却可能金融資産

非デリバティブ金融資産のうち、売却可能金融資産に指定されたもの、または上記(a) (b) (c) のいずれにも分類されないもの

なお、当連結会計年度末日において、売却可能金融資産に分類する金融資産は保有しておりません。

(ii) 事後測定

貸付金及び債権

貸付金及び債権は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。利息収益は実効金利を適用して認識しております。なお、実効金利法は、金融資産もしくは金融負債の償却原価を計算し、関係する期間にわたり利息収益または費用を配分する方法であります。実効金利は、当該金融商品の予想残存期間(場合によってはより短い期間)を通じての、将来の見積現金受領額または支払額を、当初認識の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率であります。

(iii) 減損

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、決算において減損していることを示す客観的証拠が存在するか否かを検討しております。金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示されており、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすことが信頼性をもって見積れる場合に減損していると判定しております。

売上債権のような特定の分類の金融資産は、個別に減損の客観的証拠が存在しない場合でも、さらにグループ単位で減損の評価をしております。

償却原価で計上している金融資産については、減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金融資産の現在価値との差額であります。以後の期間において、減損損失の額が減少したことを示す客観的事象が発生した場合には、減損損失を戻入れ、純損益として認識することになります。

(iv) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産を譲渡しこそすべてのリスクと経済価値が他の企業に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。金融資産の認識の中止に際しては、資産の帳簿価額と受取ったまたは受取可能な対価との差額を純損益として認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融負債及び売買目的保有の負債

なお、当連結会計年度末において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は保有しておりません。

(b) その他の金融負債(借入金含む)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

(ii) 事後測定

その他の金融負債(借入金含む)

その他の金融負債は、実効金利法を使用して償却原価で測定しております。

(iii) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識することになります。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する強制可能な法的権利を現時点で有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に満期の到来する投資から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積コストを控除して算定しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。有形固定資産は処分時点、もしくは使用または処分により将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 3—10年
- ・工具、器具及び備品 2—6年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

(7) のれん

のれんは、支配獲得時の公正価値で測定された取得対価、支配獲得時の公正価値で再測定された既保有持分、及び被取得企業の非支配持分の合計(以下「対価の総額」という。)から、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の支配獲得時の公正価値の純額を差し引いた残額により認識しております。非支配持分は、企業結合ごとに、公正価値または被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定しております。この対価の総額が被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を下回る場合、その差額は純損益として認識しております。

当初認識後、のれんは償却を実施せず、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

のれんが配分された資金生成単位または資金生成単位グループ内の事業を処分する場合は、処分される事業と関連するのれんは当該事業の帳簿価額に含めて、利得及び損失を計算しております。

この場合、のれんは、より合理的な方法がある場合を除いて、処分される事業と存続する資金生成単位との価値の比率に基づき測定しております。減損損失の測定方法については、「(10)有形固定資産、のれん及び無形資産の減損」に記載しております。

(8) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値で測定しております。無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。耐用年数を確定できる無形資産を当初認識後、当社グループは原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。耐用年数を確定できない無形資産は、耐用年数を確定できるようになるまでの間、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しております。内部創出の無形資産は資産化の基準を満たすものを除き、発生時に関連する支出を費用として認識しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により各期に配分しております。耐用年数及び償却方法は、各報告期間の期末日に見直しを実施しており、修正が必要と判断された場合は会計上の見積りの変更として、将来に向かって調整しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 2年

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりであります。

- ・商標権

商標権「ファストネイル」は事業が継続する限りは法的に継続使用できるため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

無形資産は、処分した時点、またはその使用もしくは処分により将来いかなる経済的便益も期待されなくなった時点で認識を中止しております。当該資産の正味の処分対価と帳簿価額との差額は、認識が中止された時点で純損益として認識しております。

(9) リース資産

① リースの対象

リース契約開始時、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを契約の実質をもとに判断しております。契約の履行が、特定の資産や資産群の使用に依存し、その契約により、当該資産を使用する権利が与えられる契約の場合、当該資産はリースの対象となります。

② ファイナンス・リース取引

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。

最低支払リース料総額の現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、実務上可能な場合にはリースの計算利子率とし、実務上不可能な場合には、借手の追加借入利子率を用いております。

ファイナンス・リースにおける最低支払リース料総額は、金融費用と債務残高の減少に配分しております。金融費用は、債務残高に対して一定の利率となるように、リース期間にわたって各期間に配分しております。

減価償却できるリース資産は、当該リース資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い方の期間にわたって減価償却しております。

③ オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース以外のリースをオペレーティング・リースとして分類しております。オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により純損益で認識しております。

(10) 有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

① 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループは、期末日に、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。また耐用年数を確定できない、もしくは未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

回収可能価額の見積りにおいて、個々の資産の回収可能価額を見積ることのできない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資金生成単位とは、他の資産または資産グループからおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループをいいます。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。

使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは評価日における貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

② のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額するように配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するよう配分しております。

③ 減損の戻入

のれんに関連する減損損失は、戻入れておりません。

その他の資産については、過年度に認識した減損損失は、期末日ごとに減損となった原因が消滅または減少している可能性を示す兆候の有無を検討しております。減損の戻入の兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却費または減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入を実施することになります。

(11) 従業員給付

当社グループは、退職金制度はありません。

永年勤続表彰制度に基づく報奨金及び有給休暇等のその他の長期従業員給付並びに短期従業員給付に対する債務は、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて見積られる将来給付額を12ヶ月以内の金額に対しては割引計算を行わず、12ヶ月を超える金額に対しては現在価値に割り引くことによって算定しております。

(12) 株式報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。

持分決済型の株式に基づく報酬は、付与日における公正価値で測定しております。ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデルなどを用いて算定しております。付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプションの数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(13) 引当金

過去の事象の結果として、現在の法的または推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識しております。

引当金の貨幣の時間価値が重要な場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

引当金の説明は以下のとおりであります。

- ・資産除去債務

賃借事務所・建物・店舗等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。

(14) 資本

普通株式、A種優先株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上しております。

(15) 収益

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で計上しております。収益区分ごとの認識基準は以下のとおりであります。

① 役務の提供

役務の提供による収益は、収益の額を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性をもって測定でき、その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定可能な場合に認識しております。

当社における役務の提供による収益は、店舗では、ネイルサービスを提供した時点で認識しております。メディア事業の役務提供による収益は、経過期間に応じて認識しております。

② 物品の販売

物品の販売による収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が顧客に移転し、物品に対する継続的な管理上の関与がなく、実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、その取引に関する発生した原価と収益の金額を信頼性をもって測定可能である場合に認識しております。

③ フランチャイズからのロイヤルティ

フランチャイズからのロイヤルティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

④ ポイント制度

当社グループのポイント制度の下で、顧客に対する特典クレジットをもたらす役務の提供は、複合要素収益取引として会計処理され、受領または受領可能な対価は、顧客に提供された役務の提供と付与された特典クレジットとの間に配分されます。当該特典クレジットに配分された対価は、当該特典クレジットが交換されるものの公正価値を参照して測定されます。この対価は、当初の販売取引時点での収益として認識されずに繰延べられ、特典クレジットが引き換えられ当社グループの義務が履行された時点での収益として認識されます。

(16) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領することに合理的な保証が得られた場合に公正価値で認識し、その他の収益として計上しております。

(17) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定または実質的に制定されたものであります。純損益として認識される当期税金には、その他の包括利益または資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を含んでおりません。

② 繰延税金

繰延税金は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の場合には、繰延税金資産または負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から一時差異が生じる場合
- ・企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から一時差異が生じる場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、当社が一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日における法定税率または実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予想される税率で算定しております。繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課されている法人所得税に関するものである場合、相殺しております。

(18) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産、資産・負債グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産または処分グループとして分類しております。売却目的で保有する非流動資産は減価償却または償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。なお、当連結会計年度末において、売却目的で保有する非流動資産または処分グループは保有しておりません。

(19) 1株当たり当期利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、親会社の所有者に帰属する当期利益及び自己株式を調整した発行済株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

(20) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ、各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の最高経営意思決定機関である取締役会において定期的にレビューしております。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

経営者は、連結財務諸表の作成において、会計方針の適用、資産及び負債・収益及び費用の報告額に影響を及ぼす、判断、見積り及び仮定を設定しております。会計上の見積りの結果は、実際の結果とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した期間と影響を受ける将来の期間において認識されます。

重要な修正を加えることにつながる重要なリスクを伴う判断、見積り及びその基礎となる仮定は以下のとおりで、事象に応じて、当連結会計年度または将来の連結会計年度に影響を与えます。

- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り「3. 重要な会計方針(6) (8)」
- ・非金融資産の減損「12. 有形固定資産」「13. のれん及び無形資産」
- ・繰延税金資産の回収可能性「3. 重要な会計方針(17)」、「16. 法人所得税」
- ・引当金の認識・測定「3. 重要な会計方針(13)」
- ・ストック・オプションの公正価値「21. 株式報酬」
- ・金融商品の公正価値「24. 金融商品 (3)」
- ・従業員給付「3. 重要な会計方針(11)」
- ・収益の認識・測定「3. 重要な会計方針(15)」

5. 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設または改訂は次のとおりであり、当社グループは2017年3月31日現在において、これらを適用しておりません。適用による連結財務諸表への影響は検討中であり、現時点では見積ることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第2号	株式に基づく報酬	2018年1月1日	2019年3月	特定の株式報酬取引の分類及び測定にみられる実務上のばらつきを解消するための改訂
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月	ヘッジ会計の改訂、金融資産の分類及び測定の改訂、予想損失モデルによる減損規定の導入
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月	収益の認識に関する会計処理及び開示の改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月	リースの定義及び借手の会計処理の改訂
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	2020年3月	税務処理に関する不確実性がある状況における法人所得税の会計処理の明確化

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているセグメントであります。当社は業績評価に使用する区分として、事業の種類別に「ネイル事業」及び「メディア事業」の2つを報告セグメントとしています。ネイル事業は、店舗でのネイル施術等のサービス提供及びネイルケア商品等の販売をしております。メディア事業は、ネイルサロンの店舗網を活かし、企業広告等のサービスを提供しております。セグメントの会計処理の方法は、「3. 重要な会計方針」で記載している当社グループの会計方針と同一であります。報告セグメントの利益は、連結損益計算書上の営業利益であります。金融収益、金融費用、法人所得税費用は、取締役会が検討するセグメント利益に含まれていないため、セグメント業績から除外しております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益または損失、その他の重要な項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			消去	連結財務諸表 計上額
	ネイル事業	メディア事業	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	1,413,558	10,128	1,423,686	—	1,423,686
セグメント間の売上収益	1,504	—	1,504	△1,504	—
計	1,415,062	10,128	1,425,190	△1,504	1,423,686
セグメント利益	25,579	2,739	28,318	—	28,318
金融収益					840
金融費用					26,392
税引前利益					2,766
その他の項目					
減価償却費及び償却費	43,559	—	43,559	—	43,559
減損損失	2,304	—	2,304	—	2,304

(注) セグメント間の売上収益は、原価を基準に決定した価格に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			消去	連結財務諸表 計上額
	ネイル事業	メディア事業	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	1,779,081	8,704	1,787,785	—	1,787,785
セグメント間の売上収益	1,303	—	1,303	△1,303	—
計	1,780,384	8,704	1,789,088	△1,303	1,787,785
セグメント利益又は損失(△)	111,679	△3,592	108,087	—	108,087
金融収益					754
金融費用					7,535
税引前利益					101,305
その他の項目					
減価償却費及び償却費	36,875	—	36,875	—	36,875
減損損失	8,063	—	8,063	—	8,063

(注) セグメント間の売上収益は、原価を基準に決定した価格に基づき算定しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

「(1) 報告セグメントの概要」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(4) 地域に関する情報

国内の外部顧客売上収益及び国内に所在している非流動資産のみのため、記載を省略しております。

(5) 主な顧客に関する情報

当社グループの売上収益の10%以上を占める単一の外部顧客は存在しないため、記載を省略しております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
現金及び預金	118,602	71,616	99,966
合計	118,602	71,616	99,966

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
売掛金	12,939	40,630	55,999
未収入金	4,239	171	195
合計	17,178	40,802	56,194

(注) 売掛金の平均信用期間は、15日～31日であります。

9. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
商品	5,926	6,138	7,334
原材料	17,496	21,560	26,538
貯蔵品	1,936	1,042	3,794
合計	25,357	28,739	37,665
うち12ヶ月を超えて販売する予定の棚卸資産	1,601	905	1,031

(注) 費用として認識した棚卸資産の金額は、前連結会計年度84,445千円、当連結会計年度110,601千円であります。

また、評価減を実施した棚卸資産は、前連結会計年度84千円、当連結会計年度はありません。

10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
流動			
貸付金	40	—	—
合計	40	—	—
非流動			
敷金及び保証金	86,863	96,615	100,754
合計	86,863	96,615	100,754

(注1)当社の金融資産は、すべて貸付金及び債権に分類されます。

(注2)敷金及び保証金は、本社や店舗の賃料等に対する差入担保の性質を有しております。

11. その他の資産

その他の資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
その他の流動資産			
前払費用(注)	18,873	15,210	16,414
合計	18,873	15,210	16,414
その他の非流動資産			
長期前払費用	3,021	2,499	1,719
合計	3,021	2,499	1,719

(注) 前払費用は主に店舗賃料の前払いであります。

12. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

取得原価	建物附属設備	工具、器具及び備品	合計
2015年4月1日残高	53,627	28,978	82,605
取得	15,872	18,699	34,571
処分	△2,881	△8,975	△11,856
2016年3月31日残高	66,618	38,702	105,320
取得	23,387	16,757	40,144
処分	△2,808	△13,552	△16,360
2017年3月31日残高	87,197	41,907	129,104

(単位：千円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物附属設備	工具、器具及び備品	合計
2015年4月1日残高	△33,452	△10,857	△44,309
減価償却費	△9,188	△16,991	△26,179
減損損失	△2,304	—	△2,304
処分	2,881	8,975	11,856
2016年3月31日残高	△42,063	△18,873	△60,936
減価償却費	△10,666	△19,280	△29,945
減損損失	△7,749	△315	△8,063
処分	2,808	13,552	16,360
2017年3月31日残高	△57,670	△24,916	△82,585

(注1) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の売上原価及び、販売費及び一般管理費に含まれております。

(注2) 有形固定資産の減損損失は、連結損益計算書のその他の費用に含まれております。

(単位：千円)

帳簿価額	建物附属設備	工具、器具及び備品	合計
2015年4月1日残高	20,175	18,120	38,295
2016年3月31日残高	24,555	19,829	44,384
2017年3月31日残高	29,527	16,991	46,519

(2) 減損損失

前連結会計年度において認識した減損損失2,304千円及び当連結会計年度において認識した減損損失8,063千円はネイル事業セグメントに属する建物附属設備及び工具、器具及び備品であり、赤字が継続する見込みである店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。回収可能価額は、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、使用価値は零として算定しております。

(3) コミットメント

有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメントは、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
有形固定資産の取得	6,237	3,774	—

(注) 移行日の6,237千円及び前連結会計年度の3,774千円は新規店舗の有形固定資産であります。

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

(単位：千円)

取得原価	のれん	耐用年数を確定できない無形資産	耐用年数を確定できる無形資産			無形資産合計
			商標権	顧客関連資産	ソフトウェア	
2015年4月1日残高	798,677	488,000	74,000	14,094	5,400	581,494
取得	—	—	—	5,416	8,640	14,056
ソフトウェア仮勘定からの振替	—	—	—	13,000	△13,000	—
その他	—	—	—	—	△1,040	△1,040
2016年3月31日残高	798,677	488,000	74,000	32,510	—	594,510
取得	—	—	—	2,552	—	2,552
2017年3月31日残高	798,677	488,000	74,000	35,062	—	597,062

(単位：千円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	耐用年数を確定できない無形資産	耐用年数を確定できる無形資産			無形資産合計
			商標権	顧客関連資産	ソフトウェア	
2015年4月1日残高	△148,417	—	△61,667	△2,237	—	△63,903
償却費	—	—	△12,333	△5,046	—	△17,380
2016年3月31日残高	△148,417	—	△74,000	△7,283	—	△81,283
償却費	—	—	—	△6,930	—	△6,930
2017年3月31日残高	△148,417	—	△74,000	△14,213	—	△88,213

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。

(単位：千円)

帳簿価額	のれん	耐用年数を確定できない無形資産	耐用年数を確定できる無形資産			無形資産合計
			商標権	顧客関連資産	ソフトウェア 仮勘定	
2015年4月1日残高	650,260	488,000	12,333	11,857	5,400	517,591
2016年3月31日残高	650,260	488,000	—	25,227	—	513,227
2017年3月31日残高	650,260	488,000	—	20,849	—	508,849

(注) 前連結会計年度に期中に費用として認識された研究開発活動による支出は750千円、当連結会計年度における支出は438千円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれています。

(2) 資金生成単位グループへののれん及び耐用年数を確定できない無形資産の配分額

企業結合で生じたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、企業結合のシナジーから便益が生じると期待される資金生成単位グループに配分しております。資金生成単位グループへ配分したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

のれん

(単位：千円)

報告セグメント	資金生成単位	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
ネイル事業	ファストネイルブランド によるネイルサロン事業	650,260	650,260	650,260

耐用年数を確定できない無形資産

(単位：千円)

報告セグメント	資金生成単位	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
ネイル事業	ファストネイルブランド (商標権)	488,000	488,000	488,000

(3) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テスト

当社グループは、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、毎期または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営者が承認した翌連結会計年度の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、税引前割引率、移行日16.4%、前連結会計年度15.6%、当連結会計年度14.9%によりそれぞれ現在価値に割引いて算定しております。5ヵ年の事業計画は、過去の経験と外部からの情報を反映し作成しております。キャッシュ・フローの見積りにおいて、5年超のキャッシュ・フローは、将来の人口減少を考慮し、成長率を0%—△1.0%と仮定しております。また、税引前割引率は、類似企業の加重平均資本コストを基礎に算定しており、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を配分している各資金生成単位グループにおいて同一のものを使用しております。

当連結会計年度末において回収可能価額はのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額を527,846千円上回っていますが、税引前割引率が6.1%上昇した場合、もしくは各期の将来の見積キャッシュ・フローが31.7%減少した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

(4) コミットメント

無形資産の取得に関する契約上のコミットメントは、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
無形資産の取得	3,000	—	—

(注) 移行日の3,000千円はソフトウェアの購入費用であります。

14. リース取引

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	最低支払リース料総額			最低支払リース料総額の現在価値		
	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
1年以内	3,562	3,562	3,562	2,933	3,090	3,255
1年超5年以内	11,365	7,804	4,242	10,449	7,359	4,104
5年超	—	—	—	—	—	—
小計	14,927	11,365	7,804	13,382	10,449	7,359
控除：利息相当額	△1,546	△917	△445			
ファイナンス・リース債務 (将来最低支払リース料総額の現在価値)	13,382	10,449	7,359			

当社グループは、借手として、通信機器等を賃借しております。

リース契約の一部については、更新オプションが付されております。また、リース契約によって課された制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

15. 持分法で会計処理されている投資

個々には重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
関連会社に対する持分の帳簿価額	2,250	—	—

前連結会計年度及び当連結会計年度において、持分法適用会社のうち、個々に重要性のある関連会社は該当ありません。

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:千円)

	移行日 (2015年4月1日)	純損益を通じて認識	前連結会計年度 (2016年3月31日)
繰延税金資産			
有形固定資産及び無形資産	1,386	△61	1,326
長期前払費用	1,514	233	1,747
その他の流動負債	7,593	4,348	11,941
引当金	2,613	1,158	3,771
長期勤続給付	1,508	397	1,905
未払有給休暇	4,867	5,692	10,559
その他	5,183	△1,372	3,812
小計	24,665	10,395	35,060
繰延税金負債			
有形固定資産及び無形資産	5,011	2,160	7,171
借入金	5,474	△3,393	2,081
その他	2,162	△2,162	—
小計	12,647	△3,395	9,253
合計	12,017	13,790	25,807

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	純損益を通じて認識	当連結会計年度 (2017年3月31日)
繰延税金資産			
有形固定資産及び無形資産	1,326	151	1,477
長期前払費用	1,747	△398	1,349
その他の流動負債	11,941	3,850	15,791
引当金	3,771	1,367	5,138
長期勤続給付	1,905	975	2,880
未払有給休暇	10,559	△119	10,440
その他	3,812	4,636	8,448
小計	35,060	10,463	45,523
繰延税金負債			
有形固定資産及び無形資産	7,171	554	7,726
借入金	2,081	△532	1,550
その他	—	21	21
小計	9,253	44	9,296
合計	25,807	10,419	36,226

当社グループは、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を、当連結会計年度において138千円認識しております。これは取締役会において承認された事業計画を基礎とした将来課税所得の予測額に基づき、税務便益が実現する可能性が高いとの判断によるものであります。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
繰越欠損金	250	—	3,377
将来減算一時差異	—	—	561
合計	250	—	3,939

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
1年目	—	—	—
2年目	—	—	—
3年目	—	—	—
4年目	—	—	—
5年目以降	250	—	3,377
合計	250	—	3,377

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
当期税金費用		
当期	20,874	48,338
過年度	—	—
小計	20,874	48,338
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	△14,233	△10,419
税率の変更等	443	—
小計	△13,790	△10,419
合計	7,084	37,919

当期税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。

(3) 適用税率の調整

法定実効税率と実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

適用税率は前連結会計年度において35.36%、当連結会計年度において34.81%を使用しております。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
法定実効税率	35.36%	34.81%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	16.00%	—
顧客関連資産償却費	157.66%	—
株式関連報酬否認	64.53%	1.31%
税額控除	△58.07%	△3.03%
住民税均等割	114.40%	3.83%
軽減税率適用による影響	△50.30%	△1.04%
その他	△23.50%	1.56%
実際負担税率	256.09%	37.43%

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度35.36%から、回収または支払が見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31までのものについては34.81%、2018年4月1日以降のものについては34.59%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が443千円減少し、当連結会計年度に計上された繰延税金費用が443千円増加しております。

17. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
買掛金	7,554	11,490	10,105
営業預り金	2,650	4,549	4,211
未払金	36,482	35,032	32,677
合計	46,686	51,072	46,993

18. その他の金融負債及び借入金

その他の金融負債及び借入金の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	平均利率 (%) (注2)	返済期限 (注3)
流動					
短期借入金	—	11,900	10,900	0.78	—
1年内返済予定の長期借入金	96,431	48,345	98,443	1.10	—
リース債務	2,933	3,090	3,255	5.22	—
合計	99,364	63,335	112,598		
非流動					
長期借入金	638,089	594,264	495,821	1.10	2022年9月
長期リース債務	10,449	7,359	4,104	5.22	2019年5月 ～2019年7月
合計	648,537	601,623	499,925		

(注1)当社の金融負債は、すべて償却原価で測定する金融負債に分類されます。

(注2)リース債務及び短期借入金に係る平均利率は、2017年3月31日の残高に対する加重平均利率を記載しております。長期借入金に係る利率は、借入金額より直接帰属する取引費用を減算し、実効金利を算出して記載しております。

(注3)返済期限は、2017年3月31日の残高に対する返済期限を記載しております。

19. その他の負債

その他の負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
その他の流動負債			
未払給与	46,377	59,477	66,207
未払賞与	16,173	22,622	28,560
未払有給休暇	13,764	30,333	30,087
未払消費税等	29,411	25,698	33,177
預り金	2,362	2,600	3,180
前受金	4,092	4,766	3,812
その他の未払費用	11,262	15,726	18,025
合計	123,441	161,222	183,050
その他の非流動負債			
長期勤続給付	4,265	5,494	8,314
合計	4,265	5,494	8,314

20. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	資産除去債務	合計
2015年4月1日	16,944	16,944
増加額	2,338	2,338
割引計算の期間利息費用	153	153
減少額(目的使用)	—	—
2016年3月31日	19,435	19,435
増加額	3,155	3,155
割引計算の期間利息費用	113	113
減少額(目的使用)	△569	△569
2017年3月31日	22,133	22,133

資産除去債務の説明は、注記「3. 重要な会計方針 (13)引当金」に記載しております、これらの費用は事務所・店舗の賃借期間終了後に生じるため、長期にわたって生じる見込みですが、本質的に予測が難しく、将来の事業計画等により影響を受けます。

21. 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社は、一部の役職員に対して、持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、役職員の当社グループの業績及び企業価値向上に対する士気を高めることであります。当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会による決定により一部の役職員に対して付与されております。権利行使期間は第1回新株予約権割当契約書に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。また、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、権利行使時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位もしくは従業員(契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。)の地位にない場合も、当該オプションは失効いたします。当社が発行するストック・オプションは、持分決済型株式報酬として会計処理しており、費用として認識した持分決済型株式報酬は、前連結会計年度において5,048千円、当連結会計年度において3,801千円であります。販売費及び一般管理費に計上しております。

ストック・オプション制度の概要は、以下のとおりであります。

	付与数(株)	付与日	行使期間	行使価格(円)	付与日の公正価値(円)	権利確定条件
第1回	99,000	2015年7月30日	2017年7月1日～ 2025年6月30日	460	222.1	(注)

(注) 1. 権利確定条件

当社の新規株式公開が実施された後、経過年度に応じて下記記載の割合で4回権利確定され、権利行使可能となります。

2. 2018年1月4日付で1株を10株に株式分割しております。これにより、付与数、行使価格、及び付与日の公正価値は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使できません。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではありません。

② 一個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

- ③ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員の地位にある場合に限り、権利行使可能となります。
- ④ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができません。
- (i) 本新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちいづれかの手続開始を申し立てた場合
 - (ii) 本新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
 - (iii) 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競業する行為(当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- ⑤ 本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することが可能となります。

権利確定回数	1回目	2回目	3回目	4回目
権利確定割合	25%	50%	75%	100%

- (注1) 権利確定日(1回目) 当該上場日から起算して1年間
 権利確定日(2回目) 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間
 権利確定日(3回目) 当該上場日の2年後の応当日から起算して1年間
 権利確定日(4回目) 当該上場日の3年後の応当日以降
- (注2) 当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記(注1)にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを権利行使することが可能となります。なお、日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し、または廃止することができます。

- ⑥ 前号に関わらず、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P. (以下併せて「本組合等」という。)がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合(当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。)であって、本組合等から請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間(但し、本エグジットの実行日までに限る。)は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべて権利行使可能となります。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	オプション数	加重平均行使価格 (円)	オプション数	加重平均行使価格 (円)
期首発行済残高	—	—	99,000	460
付与	99,000	460	—	—
行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
満期消滅	—	—	—	—
期末発行済残高	99,000	460	99,000	460
期末現在の行使可能残高	—	—	—	—

期末時点で残存している発行済みのオプションの行使価格は当連結会計年度において460円のみであり、残存契約年数は当連結会計年度において8年3ヶ月であります。

2018年1月4日付で1株を10株に株式分割しております。これにより、オプション数及び加重平均行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(3) オプションの価格決定

前連結会計年度に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、222.1円であります。

持分決済型株式報酬の費用を求めるためにオプションを評価する目的で、ブラック・ショールズモデルを使用しており、ブラック・ショールズモデルに使用された仮定は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
原資産価格(円) (注1)、(注6)	460	—
行使価格(円) (注6)	460	—
予想ボラティリティ (注2)	48.6% — 53.5%	—
予想残存期間 (注3)	5.92 — 7.13	—
配当利回り (注4)	0%	—
リスクフリーレート (注5)	0.118% — 0.176%	—

(注1)ストック・オプションの対象株式は非上場株式であるため、簿価純資産額及び類似会社比較法の結果等を総合的に勘査して算定しております。

(注2)当社と類似の上場企業の実績ボラティリティをもとに見積っております。

(注3)十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間地点において行使されるものと推定して見積っております。

(注4)配当実績がないため、見積配当率を0%としております。

(注5)予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(注6)2018年1月4日付で1株を10株に株式分割しております。これにより、ストック・オプションの加重平均公正価値、原資産価格及び行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

22. 資本

(1) 授権株式数及び発行済株式数

	授権株式数(株)	発行済株式数(株)	
		普通株式	A種優先株式
移行日(2015年4月1日)	8,836,400	15,200	1,984,800
期中増減(注1)	—	198,481	△1,984,800
前連結会計年度末(2016年3月31日)	8,836,400	213,681	—
期中増減	—	—	—
当連結会計年度末(2017年3月31日)	8,836,400	213,681	—

(注1) 前連結会計年度における普通株式の発行済株式数の増加198,481株、及びA種優先株式の発行済株式数の減少1,984,800株は、2015年6月16日にA種優先株式10株につき普通株式1株の割合ですべて普通株式へ転換されたものであります。

(注2) A種優先株式は法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権はありません。ただし、会社法第309条第2項に掲げる事項について、議決権を有するものであります。また普通株式を一定の比率で対価とする取得請求権を有するものであります。ただし、株主間協定により、取得請求にあたり、一定の制限がかけられております。

(注3) 当社の発行する株式は、すべて無額面の株式であり、すべての発行済株式は全額払込済みであります。

(注4) 当社は、2017年12月14日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、授権株式数は289,160株減少し、8,547,240株となっております。また、2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は1,923,129株増加し、2,136,810株となっております。

(2) 資本剰余金

資本剰余金の主な内容は以下のとおりであります。

① 資本準備金

日本の会社法では、株式の発行に際しての払込みまたは給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることが可能となります。

② その他資本剰余金

一定の資本取引並びに資本金及び資本準備金の取崩し等によって生じる剰余金であります。

③ 株式報酬

当社はストック・オプション制度を採用しており、当該株式報酬の資本増加分であります。なお、契約条件及び金額等は、注記「21. 株式報酬」に記載しております。

(3) 利益剰余金

日本の会社法では、利益剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金または利益準備金として積み立てることが規定されております。

23. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

24. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。当社グループは、財務指標のモニタリングをマネジメントが行っております。

当社が資本管理において用いる主な指標には以下のものがあります。

- ・自己資本額
- ・自己資本比率

(注) 自己資本額は「親会社の所有者に帰属する持分合計」です。自己資本比率は「親会社の所有者に帰属する持分合計」を「負債及び資本合計」で除して計算しております。

自己資本額及び自己資本比率の金額は、以下のとおりです。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
自己資本額(千円)	572,173	572,904	640,091
自己資本比率(%)	37.9	38.5	41.2

なお、当社グループは2016年3月28日付けで株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。当該契約に基づく長期借入金について、以下の財務制限条項が付されており、遵守しております。

- ① 各年度の決算期末時点での連結決算ベースの資本の部の金額(純資産の金額)を前期比80%以上に維持する。
- ② 各年度の決算期末における連結決算ベースの損益計算書の経常損益(IFRSベースの場合は、次の計算式により求められる金額をいう。営業利益+金融収益-金融費用+持分法による投資利益)を2期連続マイナスとしないこと。
- ③ 各年度の決算期末時点での連結決算ベースの有利子負債残高(短期借入金、長期借入金、社債、転換社債等)を8億円以下にすること(事前に貸主の承諾を得て行った資金調達に係る有利子負債残高を除く)。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・金利リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

① 信用リスク

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。当社グループの営業債権は、主としてクレジットカード会社及びテナントとして出店しているショッピングモールに対するものであり、発生日の翌月に回収されます。なお、当社グループは、単独の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産はありません。なお、担保として保有している資産はありません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

移行日及び各連結会計年度末における金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
移行日 (2015年4月1日)						
営業債務及びその他の債務	46,686	—	—	—	—	—
借入金	110,003	108,693	107,396	106,099	352,570	—
その他の金融負債	3,562	3,562	3,562	3,562	680	—
前連結会計年度 (2016年3月31日)						
営業債務及びその他の債務	51,072	—	—	—	—	—
借入金	67,267	104,565	103,716	102,875	102,018	201,276
その他の金融負債	3,562	3,562	3,562	680	—	—
当連結会計年度 (2017年3月31日)						
営業債務及びその他の債務	46,993	—	—	—	—	—
借入金	115,469	103,716	102,875	102,018	101,169	100,107
その他の金融負債	3,562	3,562	680	—	—	—

③ 金融商品の分類

金融商品(現金及び現金同等物を除く)の分類別内訳は、以下のとおりであります。

移行日(2015年4月1日)

(単位:千円)

	貸付金及び債権	合計
金融資産		
流動資産		
営業債権及びその他の債権	17,178	17,178
その他の金融資産	40	40
非流動資産		
その他の金融資産	86,863	86,863
合計	104,081	104,081

(単位:千円)

	償却原価で測定する金融負債	合計
金融負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	46,686	46,686
借入金	96,431	96,431
その他の金融負債	2,933	2,933
非流動負債		
借入金	638,089	638,089
その他の金融負債	10,449	10,449
合計	794,587	794,587

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：千円)

	貸付金及び債権	合計
金融資産		
流動資産		
営業債権及びその他の債権	40,802	40,802
非流動資産		
その他の金融資産	96,615	96,615
合計	137,417	137,417

(単位：千円)

	償却原価で測定する金融負債	合計
金融負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	51,072	51,072
借入金	60,245	60,245
その他の金融負債	3,090	3,090
非流動負債		
借入金	594,264	594,264
その他の金融負債	7,359	7,359
合計	716,029	716,029

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：千円)

	貸付金及び債権	合計
金融資産		
流動資産		
営業債権及びその他の債権	56,194	56,194
非流動資産		
その他の金融資産	100,754	100,754
合計	156,948	156,948

(単位：千円)

	償却原価で測定する金融負債	合計
金融負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	46,993	46,993
借入金	109,343	109,343
その他の金融負債	3,255	3,255
非流動負債		
借入金	495,821	495,821
その他の金融負債	4,104	4,104
合計	659,515	659,515

④ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金が主に変動金利による借入金であるためです。当社グループは、借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

金利感応度分析

有利子負債において他のすべての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%変動した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
1%増加	△6,545	△6,052
1%減少	6,545	6,052

(3) 金融商品の公正価値

① 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは次のように区分しております。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接または間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：資産または負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

② 債却原価で測定する金融商品の公正価値及び帳簿価額

移行日及び各連結会計年度の末日に経常的に公正価値で測定しないが、公正価値の開示が要求される金融商品の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)		前連結会計年度 (2016年3月31日)		当連結会計年度 (2017年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産(注1)	86,863	89,396	96,615	100,648	100,754	103,335
長期借入金(注2)	734,519	750,000	642,609	650,000	594,264	600,000
合計	821,382	839,396	739,224	750,648	695,018	703,335

(注1) 債却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債、リース債務については、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上表に含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

上記の金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下のとおりであります。

(その他の金融資産)

主として、敷金及び保証金により構成されており、契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により、公正価値を見積っており、レベル2に分類しております。

(長期借入金)

元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により、公正価値を見積っております。借入実行後、当社の信用状態は大きく異なっておらず、レベル3に分類しております。

(4) 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか、または資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

(単位：千円)

移行日 (2015年4月1日)	取引の種類	認識済の金融資産 または金融負債の 総額	連結財政状態計算 書上で相殺される 金融資産または負 債の総額	連結財政状態計算 書上で表示されて いる金融資産または 金融負債の純額
営業債権及びその他の債権	加盟店に対する売 上債権	1,117	△1,117	—
営業債務及びその他の債務	加盟店に対する営 業預り金	3,805	△1,117	2,688

(単位：千円)

前連結会計年度 (2016年3月31日)	取引の種類	認識済の金融資産 または金融負債の 総額	連結財政状態計算 書上で相殺される 金融資産または負 債の総額	連結財政状態計算 書上で表示されて いる金融資産または 金融負債の純額
営業債権及びその他の債権	加盟店に対する売 上債権	1,443	△1,443	—
営業債務及びその他の債務	加盟店に対する営 業預り金	6,050	△1,443	4,608

(単位：千円)

当連結会計年度 (2017年3月31日)	取引の種類	認識済の金融資産 または金融負債の 総額	連結財政状態計算 書上で相殺される 金融資産または負 債の総額	連結財政状態計算 書上で表示されて いる金融資産または 金融負債の純額
営業債権及びその他の債権	加盟店に対する売 上債権	3,098	△3,098	—
営業債務及びその他の債務	加盟店に対する営 業預り金	7,360	△3,098	4,262

25. 売上収益

売上収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
サービスの提供	1,375,962	1,718,406
物品の販売	32,824	51,168
その他	14,899	18,210
合計	1,423,686	1,787,785

26. その他の収益

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
政府補助金	6,704	400
その他	892	1,043
合計	7,597	1,443

(注) 政府補助金は、厚生労働省による生産性向上効果が高い訓練を若年人材に実施したことに対する、キャリア形成促進助成金などを受領したものであります。

27. 売上原価

売上原価の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
従業員給付費用	570,643	700,808
地代家賃	140,989	173,550
材料費	84,445	110,601
旅費交通費	31,307	41,484
消耗品費	6,337	5,765
水道光熱費	14,264	15,346
減価償却費及び償却費	21,445	26,754
その他	16,910	14,193
合計	886,340	1,088,501

従業員給付費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給与及び手当	473,423	576,982
賞与	27,267	34,115
法定福利費	69,953	89,710
合計	570,643	700,808

28. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
従業員給付費用	241,524	269,731
地代家賃	24,343	28,858
広告宣伝費	90,556	86,657
支払手数料	28,861	39,879
採用教育費	23,470	19,042
販売促進費	9,475	17,490
減価償却費及び償却費	22,115	10,121
その他	73,011	112,204
合計	513,356	583,983

(注) その他には研究開発費が前連結会計年度750千円、当連結会計年度438千円含まれております。

従業員給付費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給与及び手当	150,209	167,746
賞与	16,663	21,853
役員報酬	45,091	46,478
法定福利費	29,561	33,653
合計	241,524	269,731

29. その他の費用

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
減損損失	2,304	8,063
その他	965	594
合計	3,268	8,657

30. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(単位:千円)
受取利息			
償却原価で測定する金融資産	816	752	
預金、貸付金及び債権	24	2	
合計	840	754	

(2) 金融費用

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(単位:千円)
支払利息			
償却原価で測定する金融負債	26,239	7,423	
引当金	153	113	
合計	26,392	7,535	

31. 1株当たり利益

2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定した、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は以下のとおりであります。

(1) 基本的1株当たり当期利益

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(△は損失)(千円)	△4,318	63,386
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	1,724,660	2,136,810
基本的1株当たり当期利益(△は損失)(円)	△2.50	29.66

(2) 希薄化後1株当たり当期利益

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(△は損失)(千円)	△4,318	63,386
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	1,724,660	2,136,810
転換条件付優先株式による増加(株)	412,150	—
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	2,136,810	2,136,810
希薄化後1株当たり当期利益(△は損失)(円)	△2.02	29.66

(注) 当社は2015年6月16日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式10株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。当該A種優先株式は希薄化効果を有するため、希薄化後普通株式の加重平均株式数に含めて希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。なお、ストック・オプションについては権利確定が上場条件付となっているため、上場を達成するまで、希薄化後1株当たり当期利益の計算に含めておりません。

32. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

a. 移行日(2015年4月1日)

(単位:千円)

種類	名称	関連当事者 関係の内容	関連当事者との 取引の内容	取引の金額	未決済残高
親会社	インテグラル株式会社 (注1)	普通株主及び A種優先株主	銀行借入に対する 担保の受入(注2)	—	—
役員及び主要株主 (普通株主)	濱口 直太	当社代表取締役 普通株主	銀行借入に対する 担保の受入(注2)	—	—

(注1)インテグラル株式会社が出資しているファンドを含めております。

(注2)当社の銀行借入金に対し、普通株式及びA種優先株式のすべてを担保提供しております。

b. 前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:千円)

種類	名称	関連当事者 関係の内容	関連当事者との 取引の内容	取引の金額	未決済残高
親会社	インテグラル株式会社 (注1)	普通株主	銀行借入に対する 担保の受入(注2)	—	—
役員及び主要株主 (普通株主)	濱口 直太	当社取締役 普通株主	銀行借入に対する 担保の受入(注2)	—	—

(注1)インテグラル株式会社が出資しているファンドを含めております。

(注2)当社の銀行借入金に対し、普通株式のすべてを担保提供しております。

c. 当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

種類	名称	関連当事者 関係の内容	関連当事者との 取引の内容	取引の金額	未決済残高
親会社	インテグラル株式会社 (注1)	普通株主	銀行借入に対する 担保の受入(注2)	—	—
主要株主 (普通株主)	濱口 直太	普通株主	銀行借入に対する 担保の受入(注2)	—	—
その他関連当事者	イトキンファン株式会社 (注3)	その他 関連当事者	物品の購入(注4)	3,446	—

(注1)インテグラル株式会社が出資しているファンドを含めております。

(注2)当社の銀行借入金に対し、普通株式のすべてを担保提供しております。

(注3)イトキンファン株式会社はインテグラル株式会社の孫会社であります。

(注4)当社従業員のユニフォーム購入であり、価格等の取引条件につきましては、市場の実勢価格等を参考に決定しております。

(2) 経営幹部に対する報酬

(単位:千円)

種類	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
短期従業員給付 株式報酬	39,875 2,091	39,800 2,178
合計	41,966	41,978

33. 主要な子会社

当社グループの子会社は以下のとおりであります。

名称	主要な事業の内容	所在地	当社グループの議決権割合(%)		
			移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
株式会社femedia	メディア事業	東京都渋谷区	100.0	100.0	100.0

34. 非資金取引

該当事項はございません。

35. 重要な後発事象

(第2回ストック・オプション(新株予約権)の発行)

2017年4月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び発行要項を決議しております。

詳細は以下のとおりであります。

なお、2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、本注記では当該分割による影響を反映しておりません。

(1) 付与対象者の区分

当社の従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

普通株式

(3) 株式の数

1,400株

割当日以降に当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じとする。)または株式併合を行うときは、当該調整の時点で未行使の本新株予約権に関して、次の算式により対象株式数を調整し、これに合わせて本新株予約権の目的である株式の数も調整される。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×株式分割または株式併合の比率

また、割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、当社普通株式以外の株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会の決議により、必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額(本項第(2)号に定義する。)の調整を併せて行う場合には、同号に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。行使価額は、1株につき金5,000円とする。

但し、割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降または株式併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社がその時点における調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または当社が保有する普通株式の処分(但し、当社の株主のみを割当先として行う場合に限り、当社普通株式の株式無償割当の場合、合併等により新株を発行または自己株式を処分する場合、新株予約権の行使により新株を発行または自己株式を処分する場合を除く。)を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日)の翌日以降、これを適用する。但し、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、当社普通株式以外の株式の発行若しくは自己株式の処分(当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。)または無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、当社普通株式以外の株式の発行若しくは自己株式の処分(当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。)または無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

(6) 行使期間

2019年4月27日から2027年4月26日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ② 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- ③ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員(契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。)の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - (i) 本新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちいづれかの手続開始を申し立てた場合
 - (ii) 本新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
 - (iii) 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競業する行為(当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- ⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (i) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)までの間は、本新株予約権を行使することができない。
 - (ii) 当該上場日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当を受けた本新株予約権の25%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (iii) 当該上場日の1年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (iv) 当該上場日の2年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (v) 当該上場日の3年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日以降は、割当てを受けた本新株予約権のすべてを行使することができる。

但し、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記(i)乃至(iv)にかかるわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正または廃止することができるものとする。

- ⑥ 前号の規定にかかるわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A)L.P. (以下併せて「本組合ら」という。)がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合(当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。)であつて、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間(但し、本エグジットの実行日までに限る。)は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の割当日

2017年4月27日

(株式分割)

当社は2017年12月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議し、2018年1月4日に実施いたしました。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割の実施により投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2018年1月3日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する普通株式1株につき10株の割合をもって分割する。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	213,681株
今回の分割により増加する株式数	1,923,129株
株式分割後の発行済株式総数	2,136,810株

③ 分割の日程

基準日公告日	2017年12月15日
基準日	2018年1月3日
効力発生日	2018年1月4日

2. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの行使価額を2018年1月4日以降、下記のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	4,600円	460円
第2回新株予約権	5,000円	500円

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「31. 1株当たり利益」に記載しております。

4. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

36. IFRS初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2017年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2015年4月1日であります。

IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社(以下、「初度適用企業」という。)に対して、原則として、初度報告日時点での有効なIFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めております。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に例外規定を適用しなければならないものと、任意に免除規定を適用できるものを定めております。IFRSへの移行に伴う影響はIFRS移行日において利益剰余金で調整しております。当社グループが日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した主な免除規定は次のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しないことを選択することが認められております。

当社グループは、当該免除規定を適用し、移行前の企業結合に対してIFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておらずません。

のれんはIFRS移行日の日本基準の帳簿価額を引き継いでおります。なお、のれんについては、移行日時点で注記「3. 重要な会計方針(10)有形固定資産、のれん及び無形資産の減損」に記載した方法により減損テストを実施しております。

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の強制的な例外規定

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」では見積り、金融資産及び金融負債の認識の中止、ヘッジ会計、非支配持分及び金融資産の区分及び測定について、IFRSの遡及適用を禁止しております。

当社グループはこれらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、資本に対する調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識・測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

(1) IFRS移行日(2015年4月1日)現在の資本に対する調整

(単位:千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	118,602	—	—	118,602		現金及び現金同等物
売掛金	17,748	△570	—	17,178		営業債権及びその他の債権
商品	5,926	△5,926	—			
原材料及び貯蔵品	23,135	5,926	△3,704	25,357	②	棚卸資産
繰延税金資産	9,068	△9,068	—		①	
未収還付法人税等	21,068	—	—	21,068		未収法人所得税等
その他	18,677	△587	783	18,873	⑤	その他の流動資産
			40	—		その他の金融資産
流動資産合計	214,223	△10,185	△2,921	201,118		流動資産合計
固定資産						非流動資産
(有形固定資産)						
建物附属設備	36,492	△27,248	29,052	38,295	② ④	有形固定資産
工具、器具及び備品	3,852	△3,852	—			
減価償却累計額	△31,100	31,100	—			
(無形固定資産)						
のれん	665,564	—	△15,304	650,260	③	のれん
商標権	406,667	18,407	92,517	517,591	③ ④	無形資産
顧客関連資産	12,333	△12,333	—			
ソフトウェア	674	△674	—			
ソフトウェア仮勘定	5,400	△5,400	—			
(投資その他の資産)						
関係会社長期貸付金	2,250	—	—	2,250		持分法で会計処理されている投資
繰延税金資産	4,201	9,068	△1,251	12,017	①	繰延税金資産
敷金及び保証金	83,405	—	3,457	86,863	② ⑤	その他の金融資産
			—	3,021	⑤	その他の非流動資産
固定資産合計	1,189,738	9,068	111,492	1,310,298		非流動資産合計
資産合計	1,403,961	△1,117	108,572	1,511,416		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債及び純資産						負債及び資本
負債の部						負債
流動負債						流動負債
買掛金	7,554	39,133	—	46,686		営業債務及びその他の債務
1年以内返済予定の長期借入金	100,000	—	△3,569	96,431	⑥	借入金
未払法人税等	6	—	—	6		未払法人所得税等
未払消費税等	29,411	△29,411	—			
未払金	36,482	△36,482	—			
未払費用	57,077	52,579	13,785	123,441	④ ⑦ ⑧	その他の流動負債
前受金	4,092	△4,092	2,933	2,933	④	その他の金融負債
預り金	6,129	△6,129	—			
ポイント引当金	542	△542	—			
賞与引当金	16,173	△16,173	—			
流動負債合計	257,465	△1,117	13,149	269,497		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	650,000	—	△11,911	638,089	⑥	借入金
長期勤続給付引当金	1,840	—	10,449	10,449	④	その他の金融負債
—			2,425	4,265	⑨	その他の非流動負債
—			16,944	16,944	②	引当金
固定負債合計	651,840	—	17,906	669,746		非流動負債合計
負債合計	909,305	△1,117	31,055	939,243		負債合計
純資産の部						資本
資本金	50,000	—	—	50,000		資本金
資本剰余金	608,000	—	—	608,000		資本剰余金
利益剰余金	△163,344	—	77,517	△85,827	⑩	利益剰余金
	494,656	—	77,517	572,173		親会社の所有者に帰属する持分合計
純資産合計	494,656	—	77,517	572,173		資本合計
負債及び純資産合計	1,403,961	△1,117	108,572	1,511,416		負債及び資本合計

調整に関する注記

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

① 繰延税金資産

(表示組替)

日本基準では流動資産に計上していた繰延税金資産9,068千円を非流動資産の繰延税金資産に組み替えております。

② 有形固定資産

(表示組替)

日本基準において区分掲記していた建物附属設備、工具、器具及び備品を、IFRSでは有形固定資産に含めて表示しております。

(認識・測定)

日本基準では、減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用したことにより有形固定資産が2,876千円増加しております。

日本基準では、資産として認識していなかった少額資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、有形固定資産が11,133千円増加しております。

日本基準では、棚卸資産として認識していた資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、有形固定資産が3,549千円増加しております。

日本基準では、敷金及び保証金から控除していた資産除去債務を引当金とし再測定したことにより、有形固定資産が9,553千円、その他の金融資産が7,360千円、引当金が16,944千円、それぞれ増加しております。

③ のれん及び商標権

(認識・測定)

IFRSにおいて店舗の処分などによりのれんの減損損失を計上したため、のれんが15,304千円減少しております。

日本基準では、商標権を償却していましたが、IFRSでは耐用年数を確定できない無形資産と判断したことにより、無形資産が81,333千円増加しております。

④ リース

(認識・測定)

日本基準では賃貸借取引していた少額リースについて、IFRSではファイナンス・リース取引として分類した結果、有形固定資産が1,941千円、無形資産が11,183千円、その他の金融負債が13,382千円、その他の流動負債が21千円、それぞれ増加しております。

⑤ 敷金及び保証金

(認識・測定)

敷金及び保証金について、IFRSでは償却原価にて測定し、その他の流動資産が783千円、その他の非流動資産が3,021千円、それぞれ増加し、その他の金融資産が3,903千円減少しております。

⑥ 借入金

(認識・測定)

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、借入金が15,481千円減少しております。

⑦ 未払有給休暇

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかった未消化及び将来付与され消化される見込みの有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、その他の流動負債が13,764千円増加しております。

⑧ ポイント引当金

(表示組替)

日本基準では流動負債のポイント引当金に計上していた542千円を、IFRSではその他の流動負債に組み替えております。

⑨ その他の長期勤続給付

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかったその他の長期勤続給付の将来付与される有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、その他の非流動負債が2,425千円増加しております。

⑩ 利益剰余金に対する調整

(認識・測定)

IFRS適用に伴う利益剰余金への影響(税効果調整後)は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2015年4月1日)
有形固定資産に対する調整	11,538
のれんに対する調整	△15,304
商標権に対する調整	81,333
リースに対する調整	△180
敷金及び保証金に対する調整	△64
未消化の有給休暇に対する調整	△8,897
借入金に対する調整	10,007
その他の長期勤続給付に対する調整	△917
合計	77,517

(2) 前連結会計年度(2016年3月31日現在)の資本に対する調整

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	71,616	—	—	71,616		現金及び現金同等物
売掛金	41,744	△942	—	40,802		営業債権及びその他の債権
商品	6,138	△6,138	—			
原材料及び貯蔵品	25,050	6,138	△2,449	28,739	②	棚卸資産
繰延税金資産	13,889	△13,889	—		①	
その他	16,305	△501	△593	15,210	⑤ ⑥	その他の流動資産
流動資産合計	174,741	△15,332	△3,042	156,368		流動資産合計
固定資産						非流動資産
(有形固定資産)						
建物附属設備	46,028	△33,834	32,189	44,384	② ④	有形固定資産
工具、器具及び備品	4,219	△4,219	—			
減価償却累計額	△38,053	38,053	—			
(無形固定資産)						
のれん	585,696	—	64,564	650,260	③	のれん
商標権	357,867	16,728	138,633	513,227	③ ④	無形資産
ソフトウェア	16,728	△16,728	—			
(投資その他の資産)						
繰延税金資産	4,431	13,889	7,487	25,807	①	繰延税金資産
敷金及び保証金	90,141	—	6,474	96,615	② ⑤	その他の金融資産
—	—	—	2,499	2,499	⑤	その他の非流動資産
固定資産合計	1,067,057	13,889	251,846	1,332,792		非流動資産合計
資産合計	1,241,798	△1,443	248,805	1,489,160		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債及び純資産						負債及び資本
負債の部						負債
流動負債						流動負債
買掛金	11,490	39,581	—	51,072		営業債務及びその他の債務
短期借入金	11,900	△11,900	—			
1年以内返済予定の長期借入金	50,000	11,900	△1,655	60,245	⑥	借入金
未払法人税等	14,076	—	—	14,076		未払法人所得税等
未払消費税等	25,698	△25,698	—			
未払金	35,032	△35,032	—			
未払費用	74,503	56,370	30,349	161,222	④ ⑦ ⑧	その他の流動負債
前受金	4,766	△4,766	3,090	3,090	④	その他の金融負債
預り金	8,592	△8,592	—			
ポイント引当金	684	△684	—		⑧	
賞与引当金	22,622	△22,622	—			
流動負債合計	259,364	△1,443	31,784	289,705		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	600,000	—	△5,736	594,264	⑥	借入金
		—	7,359	7,359	④	その他の金融負債
長期勤続給付引当金	2,410	—	3,084	5,494	⑨	その他の非流動負債
		—	19,435	19,435	②	引当金
固定負債合計	602,410	—	24,141	626,552		非流動負債合計
負債合計	861,774	△1,443	55,925	916,256		負債合計
純資産の部						資本
資本金	50,000	—	—	50,000		資本金
資本剰余金	608,000	5,048	—	613,048		資本剰余金
利益剰余金	△283,024	—	192,880	△90,145	⑩	利益剰余金
新株予約権	5,048	△5,048	—			
	380,024	—	192,880	572,904		親会社の所有者に帰属する持分合計
純資産合計	380,024	—	192,880	572,904		資本合計
負債及び純資産合計	1,241,798	△1,443	248,805	1,489,160		負債及び資本合計

調整に関する注記

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

① 繰延税金資産

(表示組替)

日本基準では流動資産に計上していた繰延税金資産13,889千円を非流動資産の繰延税金資産に組み替えております。

② 有形固定資産

(表示組替)

日本基準において区分掲記していた建物附属設備、工具、器具及び備品を、IFRSでは有形固定資産に含めて表示しております。

(認識・測定)

日本基準では、減価償却方法について定率法を採用していましたが、IFRSでは定額法を採用したことにより有形固定資産が5,160千円増加しております。

日本基準では、棚卸資産として認識していた資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、有形固定資産が1,956千円増加しております。

日本基準では、資産として認識していなかった少額資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、有形固定資産が15,056千円増加しております。

日本基準では、敷金及び保証金から控除していた資産除去債務を引当金とし再測定したことにより、有形固定資産が8,533千円、その他の金融資産が9,860千円、引当金が19,435千円、それぞれ増加しております。

③ のれん及び商標権

(認識・測定)

日本基準では、のれんを償却していましたが、IFRSでは非償却であるため、のれんが79,868千円増加しております。

IFRSにおいて店舗の処分などによりのれんの減損損失を計上したため、のれんが15,304千円減少しております。

日本基準では、商標権を償却していましたが、IFRSでは耐用年数を確定できない無形資産と判断したことにより、無形資産が130,133千円増加しております。

④ リース

(認識・測定)

日本基準では賃貸借取引していた少額リースについて、IFRSではファイナンス・リース取引として分類した結果、有形固定資産が1,484千円、無形資産が8,499千円、その他の金融負債が10,449千円、その他の流動負債が16千円、それぞれ増加しております。

⑤ 敷金及び保証金

(認識・測定)

敷金及び保証金について、IFRSでは償却原価にて測定し、その他の流動資産が798千円、その他の非流動資産が2,499千円、それぞれ増加し、その他の金融資産が3,385千円減少しております。

⑥ 借入金

(認識・測定)

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、借入金が7,391千円、その他の流動資産が1,391千円、それぞれ減少しております。

⑦ 未払有給休暇

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかった未消化及び将来付与され消化される見込みの有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、その他の流動負債が30,333千円増加しております。

⑧ ポイント引当金

(表示組替)

日本基準では流動負債のポイント引当金に計上していた684千円を、IFRSではその他の流動負債に組み替えております。

⑨ その他の長期勤続給付

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかったその他の長期勤続給付の将来付与される有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、その他の非流動負債が3,084千円増加しております。

⑩ 利益剰余金に対する調整

(認識・測定)

IFRS適用に伴う利益剰余金への影響(税効果調整後)は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)
有形固定資産に対する調整	15,587
のれんに対する調整	64,564
商標権に対する調整	130,133
リースに対する調整	△314
敷金及び保証金に対する調整	△57
未消化の有給休暇に対する調整	△19,774
借入金に対する調整	3,919
その他の長期勤続給付に対する調整	△1,179
合計	192,880

(3) 利益に対する調整(前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日))

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	1,434,320	△10,633	—	1,423,686	①	売上収益
売上原価	△876,254	—	△10,087	△886,340	② ⑤ ⑦ ⑧	売上原価
売上総利益	558,066	△10,633	△10,087	537,346		売上総利益
販売費及び一般管理費	△651,330	10,633	127,340	△513,356	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑧	販売費及び一般管理費
		7,597	—	7,597	② ⑥	その他の収益
		△8,081	4,813	△3,268		その他の費用
営業損失(△)	△93,264	△484	122,066	28,318		営業利益
営業外収益	7,621	△7,597	816	840		金融収益
営業外費用	△17,099	6,965	△16,258	△26,392	⑥	金融費用
特別損失	△1,116	1,116	—			
税金等調整前 当期純損失(△)	△103,858	—	106,625	2,766		税引前利益
法人税、住民税 及び事業税	△20,874	5,052	8,738	△7,084		法人所得税費用
法人税等調整額	5,052	△5,052	—			
当期純損失(△)	△119,680	—	115,363	△4,318		当期利益(△は損失)
その他の包括利益合計	—	—	—	—		その他の包括利益
包括利益	△119,680	—	115,363	△4,318		当期包括利益

調整に関する注記

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

① カスタマー・ロイヤルティ・プログラム

(認識・測定)

日本基準では、ポイントプログラムにおける回収実績及び回収見込み金額を売上高ならびに費用として処理しておりましたが、IFRSでは繰延収益としており、売上収益と販売費及び一般管理費がそれぞれ10,633千円減少しております。

② 有形固定資産

(認識・測定)

日本基準では、減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用したことにより売上原価が3,041千円減少し、販売費及び一般管理費が535千円、その他の費用が222千円、それぞれ増加しております。

日本基準では、棚卸資産として認識していた資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、売上原価が528千円増加し、販売費及び一般管理費が190千円減少しております。

日本基準では、資産として認識していなかった少額資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、売上原価が4,666千円減少し、販売費及び一般管理費が744千円増加しております。

日本基準では、敷金及び保証金から控除していた資産除去債務を引当金とし再測定したことにより、売上原価が101千円、販売費及び一般管理費が6千円、それぞれ減少し、店舗の減損損失を計上したため、その他の費用が966千円増加しております。

③ のれん及び商標権

(認識・測定)

日本基準では、のれんを償却していましたが、IFRSでは非償却であるため、販売費及び一般管理費が79,868千円減少しております。

日本基準では、商標権を償却していましたが、IFRSでは耐用年数を確定できない無形資産と判断したことにより、販売費及び一般管理費が48,800千円減少しております。

④ リース

(認識・測定)

日本基準では賃貸借取引していた少額リースについて、IFRSではファイナンス・リース取引として分類した結果、販売費及び一般管理費が421千円減少しております。

⑤ 敷金及び保証金

(認識・測定)

敷金及び保証金について、IFRSでは償却原価にて測定し、売上原価が770千円、販売費及び一般管理費が35千円、それぞれ増加しております。

⑥ 借入金

(認識・測定)

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、金融費用が15,481千円増加し、その他の費用が6,000千円減少しております。

⑦ 未払有給休暇

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかった未消化及び将来付与され消化される見込みの有給休暇についてIFRSでは負債計上を行っており、売上原価が16,639千円増加し、販売費及び一般管理費が70千円減少しております。

⑧ その他の長期勤続給付

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかったその他の長期従業員給付の将来付与される有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、売上原価が42千円減少し、販売費及び一般管理費が701千円増加しております。

(4) キャッシュ・フローに対する調整(前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日))

連結キャッシュ・フローに対する調整表の「正味影響額」には連結キャッシュ・フローに関して、IFRSと日本基準の計上区分の差異を表示しております。

	日本基準	IFRS	正味影響額	(単位：千円) 注記
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,473	84,648	13,175	①②③
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,359	△48,691	△18,332	①
財務活動によるキャッシュ・フロー	△88,100	△82,944	5,156	②③
現金及び現金同等物の増減額	△46,986	△46,986	—	
現金及び現金同等物の期首残高	118,602	118,602	—	
現金及び現金同等物の期末残高	71,616	71,616	—	

調整に関する注記

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

① 少額資産の調整

日本基準では、資産として認識していなかった少額資産をIFRSでは有形固定資産として認識した結果、当該少額資産の支払額17,814千円を、営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローへ振替えております。

② 少額リース契約の調整

日本基準では賃貸借取引していた少額リースについて、IFRSではファイナンス・リース取引として分類した結果、当該少額リース契約に係る支払額の一部2,933千円を、営業活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャッシュ・フローへ振替えております。

③ 借入金契約の調整

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理した結果、8,089千円を、財務活動によるキャッシュ・フローから営業活動によるキャッシュ・フローへ振替えております。

(5) 当連結会計年度(2017年3月31日現在)の資本に対する調整

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	99,966	—	—	99,966		現金及び現金同等物
売掛金	57,530	△1,336	—	56,194		営業債権及びその他の債権
商品	7,334	△7,334	—			
原材料及び貯蔵品	32,357	7,334	△2,026	37,665		棚卸資産
繰延税金資産	18,130	△18,130	—		①	
未収還付法人税等	270	—	—	270		未収法人所得税等
その他	18,854	△1,762	△678	16,414	⑤ ⑥	その他の流動資産
流動資産合計	234,442	△21,228	△2,703	210,510		流動資産合計
固定資産						非流動資産
(有形固定資産)						
建物附属設備	61,214	△43,707	29,013	46,519	② ④	有形固定資産
工具、器具及び備品	4,525	△4,525	—			
減価償却累計額	△48,232	48,232	—			
(無形固定資産)						
のれん	505,829	—	144,431	650,260	③	のれん
商標権	309,067	15,034	184,749	508,849	③ ④	無形資産
ソフトウェア	15,034	△15,034	—			
(投資その他の資産)						
繰延税金資産	6,885	18,130	11,211	36,226	①	繰延税金資産
破産更生債権	5,661	△5,661	—			
貸倒引当金	△5,661	5,661	—			
敷金及び保証金	91,540	—	9,214	100,754	② ⑤	その他の金融資産
			—	1,719	⑤	その他の非流動資産
固定資産合計	945,860	18,130	380,336	1,344,327		非流動資産合計
資産合計	1,180,302	△3,098	377,633	1,554,837		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債及び純資産						負債及び資本
負債の部						負債
流動負債						流動負債
買掛金	10,105	36,888	—	46,993		営業債務及びその他の債務
短期借入金	10,900	△10,900	—			
1年以内返済予定の長期借入金	100,000	10,900	△1,557	109,343	⑥	借入金
未払法人税等	41,734	—	—	41,734		未払法人所得税等
未払消費税等	33,177	△33,177	—			
未払金	32,677	△32,677	—			
未払費用	83,131	69,820	30,099	183,050	④ ⑦ ⑧	その他の流動負債
前受金	3,812	△3,812	3,255	3,255	④	その他の金融負債
預り金	10,489	△10,489	—			
ポイント引当金	1,091	△1,091	—		⑧	
賞与引当金	28,560	△28,560	—			
流動負債合計	355,675	△3,098	31,797	384,374		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	500,000	—	△4,179	495,821	⑥	借入金
長期勤続給付引当金	3,701	—	4,104	4,104	④	その他の金融負債
—	—	—	4,614	8,314	⑨	その他の非流動負債
—	—	—	22,133	22,133	②	引当金
固定負債合計	503,701	—	26,672	530,373		非流動負債合計
負債合計	859,376	△3,098	58,468	914,746		負債合計
純資産の部						資本
資本金	50,000	—	—	50,000		資本金
資本剰余金	608,000	8,850	—	616,850		資本剰余金
利益剰余金	△345,923	—	319,164	△26,759	⑩	利益剰余金
新株予約権	8,850	△8,850	—			
	320,926	—	319,164	640,091		親会社の所有者に帰属する持分合計
純資産合計	320,926	—	319,164	640,091		資本合計
負債及び純資産合計	1,180,302	△3,098	377,633	1,554,837		負債及び資本合計

調整に関する注記

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

① 繰延税金資産

(表示組替)

日本基準では流動資産に計上していた繰延税金資産18,130千円を非流動資産の繰延税金資産に組み替えております。

② 有形固定資産

(表示組替)

日本基準において区分掲記していた建物附属設備、工具、器具及び備品を、IFRSでは有形固定資産に含めて表示しております。

(認識・測定)

日本基準では、減価償却方法について定率法を採用していましたが、IFRSでは定額法を採用したことにより有形固定資産が5,959千円増加しております。

日本基準では、資産として認識していなかった少額資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、有形固定資産が14,746千円増加しております。

日本基準では、敷金及び保証金から控除していた資産除去債務を引当金とし再測定したことにより、有形固定資産が7,280千円、引当金が22,133千円、その他の金融資産が11,584千円、それぞれ増加しております。

③ のれん及び商標権

(認識・測定)

日本基準では、のれんを償却していましたが、IFRSでは非償却であるため、のれんが159,735千円増加しております。

IFRSにおいて店舗の処分などによりのれんの減損損失を計上したため、のれんが15,304千円減少しております。

日本基準では、商標権を償却していましたが、IFRSでは耐用年数を確定できない無形資産と判断したことにより、無形資産が178,933千円増加しております。

④ リース

(認識・測定)

日本基準では賃貸借取引していた少額リースについて、IFRSではファイナンス・リース取引として分類した結果、有形固定資産が1,028千円、無形資産が5,815千円、その他の金融負債が7,359千円、その他の流動負債が11千円、それぞれ増加しております。

⑤ 敷金及び保証金

(認識・測定)

敷金及び保証金について、IFRSでは償却原価にて測定し、その他の流動資産が592千円、その他の非流動資産が1,719千円、それぞれ増加し、その他の金融資産が2,370千円減少しております。

⑥ 借入金

(認識・測定)

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、借入金が5,736千円、その他の流動資産が1,270千円、それぞれ減少しております。

⑦ 未払有給休暇

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかった未消化及び将来付与され消化される見込みの有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、その他の流動負債が30,087千円増加しております。

⑧ ポイント引当金

(表示組替)

日本基準では流動負債のポイント引当金に計上していた1,091千円を、IFRSではその他の流動負債に組み替えております。

⑨ その他の長期勤続給付

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかったその他の長期勤続給付の将来付与される有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、その他の非流動負債が4,614千円増加しております。

⑩ 利益剰余金に対する調整

(認識・測定)

IFRS適用に伴う利益剰余金への影響(税効果調整後)は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2017年3月31日)
有形固定資産に対する調整	13,907
のれんに対する調整	144,431
商標権に対する調整	178,933
リースに対する調整	△344
敷金及び保証金に対する調整	941
未消化の有給休暇に対する調整	△19,647
借入金に対する調整	2,916
その他の長期勤続給付に対する調整	△1,974
合計	319,164

(6) 利益に対する調整(当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日))

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	1,799,318	△11,533	—	1,787,785	①	売上収益
売上原価	△1,090,083	—	1,581	△1,088,501	② ⑤ ⑦ ⑧	売上原価
売上総利益	709,235	△11,533	1,581	699,284		売上総利益
販売費及び一般管理費	△721,653	11,533	126,138	△583,983	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑧	販売費及び一般管理費
		1,443	—	1,443	②	その他の収益
		△4,860	△3,797	△8,657		その他の費用
営業損失(△)	△12,418	△3,418	123,923	108,087		営業利益
営業外収益	1,444	△1,443	752	754		金融収益
営業外費用	△5,786	364	△2,114	△7,535	⑥	金融費用
特別損失	△4,496	4,496	—			
税金等調整前当期純損失(△)	△21,256	—	122,561	101,305		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	△48,338	6,695	3,724	△37,919		法人所得税費用
法人税等調整額	6,695	△6,695	—			
当期純損失(△)	△62,899	—	126,285	63,386		当期利益
その他の包括利益合計	—	—	—	—		その他の包括利益
包括利益	△62,899	—	126,285	63,386		当期包括利益

調整に関する注記

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

① カスタマー・ロイヤルティ・プログラム

(認識・測定)

日本基準では、ポイントプログラムにおける回収実績及び回収見込み金額を売上高ならびに費用として処理しておりましたが、IFRSでは繰延収益としており、売上収益と販売費及び一般管理費がそれぞれ11,533千円減少しております。

② 有形固定資産

(認識・測定)

日本基準では、減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用したことにより売上原価が2,292千円減少し、販売費及び一般管理費が383千円、その他の費用が1,110千円、それぞれ増加しております。

日本基準では、棚卸資産として認識していた資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、売上原価が1,577千円増加し、販売費及び一般管理費が43千円減少しております。

日本基準では、資産として認識していなかった少額資産をIFRSでは有形固定資産として認識し、売上原価が36千円、販売費及び一般管理費が274千円、それぞれ増加しております。

日本基準では、敷金及び保証金から控除していた資産除去債務を引当金とし再測定したことにより、売上原価が569千円、販売費及び一般管理費が3千円それぞれ減少し、店舗の閉店と減損損失の計上のため、その他の費用が2,686千円増加しております。

③ のれん及び商標権

(認識・測定)

日本基準では、のれんを償却していましたが、IFRSでは非償却であるため、販売費及び一般管理費が79,868千円減少しております。

日本基準では、商標権を償却していましたが、IFRSでは耐用年数を確定できない無形資産と判断したことにより、販売費及び一般管理費が48,800千円減少しております。

④ リース

(認識・測定)

日本基準では賃貸借取引していた少額リースについて、IFRSではファイナンス・リース取引として分類した結果、販売費及び一般管理費が421千円減少しております。

⑤ 敷金及び保証金

(認識・測定)

敷金及び保証金について、IFRSでは償却原価にて測定し、売上原価が703千円、販売費及び一般管理費が21千円、それぞれ増加しております。

⑥ 借入金

(認識・測定)

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、金融費用が1,534千円増加しております。

⑦ 未払有給休暇

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかった未消化及び将来付与され消化される見込みの有給休暇についてIFRSでは負債計上を行っており、売上原価が2,034千円減少し、販売費及び一般管理費が1,789千円増加しております。

⑧ その他の長期勤続給付

(認識・測定)

日本基準では、会計処理が求められていなかったその他の長期従業員給付の将来付与される有給休暇について、IFRSでは負債計上を行っており、売上原価が999千円、販売費及び一般管理費が531千円、それぞれ増加しております。

(7) キャッシュ・フローに対する調整(当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日))

連結キャッシュ・フローに対する調整表の「正味影響額」には連結キャッシュ・フローに関して、IFRSと日本基準の計上区分の差異を表示しております。

	日本基準	IFRS	正味影響額	(単位：千円) 注記
営業活動によるキャッシュ・フロー	113,531	132,645	19,114	①②
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,181	△50,205	△16,024	①
財務活動によるキャッシュ・フロー	△51,000	△54,090	△3,090	②
現金及び現金同等物の増減額	28,350	28,350	—	
現金及び現金同等物の期首残高	71,616	71,616	—	
現金及び現金同等物の期末残高	99,966	99,966	—	

調整に関する注記

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

① 少額資産の調整

日本基準では、資産として認識していなかった少額資産をIFRSでは有形固定資産として認識した結果、当該少額資産の支払額16,024千円を、営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローへ振替えております。

② 少額リース契約の調整

日本基準では賃貸借取引していた少額リースについて、IFRSではファイナンス・リース取引として分類した結果、当該少額リース契約に係る支払額の一部3,090千円を、営業活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャッシュ・フローへ振替えております。

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社コンヴァノ（以下、当社という）は東京都渋谷区に所在する株式会社であります。その登記されている本社は、東京都渋谷区に所在しております。

当社の2017年12月31日に終了する第3四半期の要約四半期連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されております。当社の親会社はインテグラル株式会社であります。当社グループは、主としてネイル事業、メディア事業を行っております（「5. 事業セグメント」参照）。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定により、本要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号に準拠して作成しております。

本要約四半期連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2018年2月8日に代表取締役社長兼CEO鈴木明及び取締役兼CFO壺井成仁により承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。なお、当第3四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

経営者は、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用、資産及び負債・収益及び費用の報告額に影響を及ぼす、判断及び見積り並びに仮定を設定しております。会計上の見積りの結果は、実際の結果とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した期間と影響を受ける将来の期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているセグメントであります。

当社は業績評価に使用する区分として、事業の種類別に「ネイル事業」及び「メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。ネイル事業は、店舗でのネイル施術等のサービス提供及びネイルケア商品等の販売をしております。メディア事業は、ネイルサロンの店舗網を活かし、企業広告等のサービスを提供しております。セグメントの会計処理の方法は、当社グループの会計方針と同じであります。報告セグメントの利益は、要約四半期連結損益計算書上の営業利益であります。金融収益、金融費用、法人所得税費用は、取締役会が検討するセグメント利益に含まれていないため、セグメント業績から除外しております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益または損失、その他の重要な項目の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			消去	要約四半期 連結財務諸表 計上額
	ネイル事業	メディア事業	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	1,328,427	7,739	1,336,166	—	1,336,166
セグメント間の売上収益	1,158	—	1,158	△1,158	—
計	1,329,585	7,739	1,337,324	△1,158	1,336,166
セグメント利益(△は損失)	88,433	△2,273	86,160	—	86,160
金融収益					579
金融費用					5,754
税引前四半期利益					80,896
その他の項目					
減価償却費及び償却費	27,256	—	27,256	—	27,256
減損損失	4,280	—	4,280	—	4,280

(注) セグメント間の売上収益は、原価を基準に決定した価格に基づき算定しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			消去	要約四半期 連結財務諸表 計上額
	ネイル事業	メディア事業	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	1,498,312	8,865	1,507,177	—	1,507,177
セグメント間の売上収益	1,330	—	1,330	△1,330	—
計	1,499,642	8,865	1,508,507	△1,330	1,507,177
セグメント利益	133,457	572	134,028	—	134,028
金融収益					474
金融費用					5,044
税引前四半期利益					129,459
その他の項目					
減価償却費及び償却費	27,225	—	27,225	—	27,225
減損損失	1,155	—	1,155	—	1,155

(注) セグメント間の売上収益は、原価を基準に決定した価格に基づき算定しております。

前第3四半期連結会計期間(自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			消去	要約四半期 連結財務諸表 計上額
	ネイル事業	メディア事業	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	447,666	3,278	450,944	—	450,944
セグメント間の売上収益	492	—	492	△492	—
計	448,158	3,278	451,435	△492	450,944
セグメント利益(△は損失)	23,072	△2,515	20,558	—	20,558
金融収益					163
金融費用					1,888
税引前四半期利益					18,833
その他の項目					
減価償却費及び償却費	9,501	—	9,501	—	9,501
減損損失	2,237	—	2,237	—	2,237

(注) セグメント間の売上収益は、原価を基準に決定した価格に基づき算定しております。

当第3四半期連結会計期間(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			消去	要約四半期 連結財務諸表 計上額
	ネイル事業	メディア事業	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	493,444	3,510	496,953	—	496,953
セグメント間の売上収益	526	—	526	△526	—
計	493,970	3,510	497,480	△526	496,953
セグメント利益	40,850	742	41,592	—	41,592
金融収益					147
金融費用					1,605
税引前四半期利益					40,134
その他の項目					
減価償却費及び償却費	9,277	—	9,277	—	9,277
減損損失	—	—	—	—	—

(注) セグメント間の売上収益は、原価を基準に決定した価格に基づき算定しております。

6. 金融商品

金融商品の公正価値

① 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは次のように区分しております。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接または間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：資産または負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

② 債却原価で測定する金融商品の公正価値及び帳簿価額

各報告期間の末日に経常的に公正価値で測定しないが、公正価値の開示が要求される金融商品の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2017年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産(注1)	100,754	103,335	114,151	116,211
長期借入金(注2)	594,264	600,000	520,470	525,000
合計	695,018	703,335	634,621	641,211

(注1) 債却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債、リース債務については、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上表に含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(その他の金融資産)

主として、敷金及び保証金により構成されており、契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により、公正価値を見積っており、レベル2に分類しております。

(長期借入金)

元利金の合計額と同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により、公正価値を見積っております。借入実行後、当社の信用状態は大きく異なっておらず、レベル3に分類しております。

7. 1株当たり利益

2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定した、基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益は以下のとおりであります。

(1) 基本的1株当たり四半期利益

	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(千円)	50,672	79,349
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	2,136,810	2,136,810
基本的1株当たり四半期利益(円)	23.71	37.13

	前第3四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(千円)	11,693	24,466
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	2,136,810	2,136,810
基本的1株当たり四半期利益(円)	5.47	11.45

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(千円)	50,672	79,349
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	2,136,810	2,136,810
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	2,136,810	2,136,810
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	23.71	37.13

	前第3四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(千円)	11,693	24,466
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	2,136,810	2,136,810
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	2,136,810	2,136,810
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	5.47	11.45

(注) ストック・オプションについては権利確定が上場条件付となっているため、上場を達成するまで、希薄化後1株当たり四半期利益の計算に含めておりません。

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,568	97,080
売掛金	39,126	56,490
商品	6,138	7,334
原材料及び貯蔵品	25,050	32,357
前払費用	15,803	17,092
繰延税金資産	13,847	18,014
その他	1,327	2,433
流動資産合計	<u>165,860</u>	<u>230,799</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	11,266	16,719
工具、器具及び備品	929	787
有形固定資産合計	<u>12,195</u>	<u>17,506</u>
無形固定資産		
のれん	585,696	505,829
商標権	357,867	309,067
ソフトウエア	16,728	15,034
無形固定資産合計	<u>960,291</u>	<u>829,929</u>
投資その他の資産		
関係会社株式	5,000	5,000
繰延税金資産	4,431	6,885
敷金及び保証金	90,141	91,540
破産更生債権等	—	5,661
貸倒引当金	—	△5,661
投資その他の資産合計	<u>99,572</u>	<u>103,425</u>
固定資産合計	<u>1,072,057</u>	<u>950,860</u>
資産合計	<u>1,237,916</u>	<u>1,181,660</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
負債の部		
流動負債		
賃掛金	11,490	10,105
短期借入金	※1 11,900	※1 10,900
1年内返済予定の長期借入金	※2 50,000	※2 100,000
未払金	35,032	32,502
未払費用	74,503	83,131
未払法人税等	13,535	41,664
未払消費税等	25,251	33,177
前受金	3,858	3,812
預り金	8,592	10,489
賞与引当金	22,622	28,560
ポイント引当金	684	1,091
流動負債合計	<u>257,467</u>	<u>355,430</u>
固定負債		
長期借入金	※2 600,000	※2 500,000
長期勧続給付引当金	2,410	3,701
固定負債合計	<u>602,410</u>	<u>503,701</u>
負債合計	859,877	859,131
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	45,000	45,000
その他資本剰余金	563,000	563,000
資本剰余金合計	608,000	608,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△285,009	△344,321
利益剰余金合計	△285,009	△344,321
株主資本合計	372,991	313,679
新株予約権	5,048	8,850
純資産合計	378,039	322,529
負債純資産合計	1,237,916	1,181,660

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
売上高	1,425,796	1,791,917
売上原価	876,253	1,090,083
売上総利益	549,543	701,834
販売費及び一般管理費	※2 650,817	※2 718,613
営業損失(△)	△101,274	△16,779
営業外収益		
受取利息	23	2
受取出向料	※1 3,966	※1 4,026
受取手数料	※1 2,427	※1 3,960
助成金収入	5,582	400
その他	892	1,010
営業外収益合計	12,891	9,397
営業外費用		
支払利息	10,134	5,422
支払手数料	6,000	—
その他	965	364
営業外費用合計	17,099	5,786
経常損失(△)	△105,482	△13,168
特別損失		
減損損失	1,116	4,496
特別損失合計	1,116	4,496
税引前当期純損失(△)	△106,598	△17,664
法人税、住民税及び事業税	20,332	48,268
法人税等調整額	△5,010	△6,621
法人税等合計	15,323	41,648
当期純損失(△)	△121,921	△59,312

【施術売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 施術材料費	71,399	8.3	88,297	8.3
II 労務費	554,046	64.2	701,843	65.7
III 経費	237,762	27.5	277,638	26.0
(減価償却費)	(9,150)	(1.1)	(10,634)	(1.0)
(地代家賃)	(145,850)	(16.9)	(172,847)	(16.2)
施術売上原価	863,207	100.0	1,067,778	100.0

(注) 施術売上原価は、店舗にかかる費用であります。

【商品売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	金額(千円)		金額(千円)	
I 商品期首たな卸高		5,926		6,138
II 当期商品仕入高		13,258		23,501
計		19,184		29,639
III 商品期末たな卸高		6,138		7,334
商品売上原価		13,046		22,305

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						新株予約権合計	純資産合計		
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計				
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	50,000	329,000	279,000	608,000	△163,088	△163,088	494,912	— 494,912		
当期変動額										
準備金から剰余金への振替	—	△284,000	284,000	—	—	—	—	—		
当期純損失(△)	—	—	—	—	△121,921	△121,921	△121,921	— △121,921		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	5,048 5,048		
当期変動額合計	—	△284,000	284,000	—	△121,921	△121,921	△121,921	5,048 △116,873		
当期末残高	50,000	45,000	563,000	608,000	△285,009	△285,009	372,991	5,048 378,039		

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						新株予約権合計	純資産合計		
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計				
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	50,000	45,000	563,000	608,000	△285,009	△285,009	372,991	5,048 378,039		
当期変動額										
準備金から剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—	—		
当期純損失(△)	—	—	—	—	△59,312	△59,312	△59,312	— △59,312		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	3,801 3,801		
当期変動額合計	—	—	—	—	△59,312	△59,312	△59,312	3,801 △55,510		
当期末残高	50,000	45,000	563,000	608,000	△344,321	△344,321	313,679	8,850 322,529		

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～10年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 10年

商標権 10年

顧客関連資産 2年

ソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(4) 長期勤続給付引当金

従業員の長期勤続に対する報奨金の支給に備えるため、将来の報奨金支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～10年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 10年

商標権 10年

ソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(4) 長期勤続給付引当金

従業員の長期勤続に対する報奨金の支給に備えるため、将来の報奨金支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため、株式会社みずほ銀行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
当座貸越極度の総額	50,000	50,000
借入実行残高	11,900	10,900
差引額	38,100	39,100

※2 財務制限条項

株式会社みずほ銀行と2016年3月28日に金銭消費貸借契約を締結しております。当該契約に基づき、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期末時点での連結決算ベースの資本の部の金額(純資産の金額)を前年同期比80%以上に維持する。
- ② 各年度の決算期末における連結決算ベースの損益計算書の経常損益(IFRSベースの場合は、次の計算式により求められる金額をいう。営業利益+金融収益-金融費用+持分法による投資利益)を2期連続マイナスとしないこと。
- ③ 各年度の決算期末時点での連結決算ベースの有利子負債残高(短期借入金、長期借入金、社債、転換社債等)を8億円以下にすること(事前に貸主の承諾を得て行った資金調達に係る有利子負債残高を除く)。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
受取出向料	3,966	4,026
受取手数料	2,427	3,960

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度84%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
広告宣伝費	90,556	86,657
給料及び手当	149,116	164,820
賞与引当金繰入額	8,581	11,544
ポイント引当金繰入額	684	407
長期勤続給付引当金繰入額	462	606
貸倒引当金繰入額	—	5,661
減価償却費	3,047	4,770
のれん償却費	79,868	79,868
商標権償却費	48,800	48,800
顧客関連資産償却費	12,333	—
研究開発費	750	438

(有価証券関係)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	5,000
合計	5,000

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	5,000
合計	5,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	7,875千円	9,942千円
未払事業税	1,165	3,610
未払法定福利費	1,121	1,445
未払報酬	1,485	—
その他	2,201	3,017
繰延税金資産(流動)合計	13,847	18,014
繰延税金資産(固定)		
敷金及び保証金	3,390	3,986
長期前払費用	1,747	1,349
長期勤続給付引当金	834	1,282
有形固定資産	1,698	3,916
貸倒引当金	—	1,964
その他	986	589
繰延税金資産(固定)小計	8,655	13,086
評価性引当額	△4,224	△6,201
繰延税金資産(固定)合計	4,431	6,885
繰延税金資産の純額	18,278	24,899

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
法定実効税率	35.4%	34.8%
のれん償却費	△26.5	△157.4
商標権償却費	△16.2	△96.2
顧客関連資産償却費	△4.1	—
株式報酬費用	△1.7	△7.5
住民税均等割	△2.9	△21.6
軽減税率差異	1.3	6.0
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△0.3	—
評価性引当額の増減	△1.5	△11.2
税額控除	1.4	17.4
その他	0.7	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.4	△235.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(2016年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立したことにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収または支払が見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31日までのものについては34.8%、2018年4月1日以降のものについては34.6%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が314千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が314千円増加しております。

当事業年度(2017年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

「1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 35. 重要な後発事象」に記載しております。

④ 【附属明細表】(2017年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末 減価償却 累計額 または 償却 累計額	当期 償却額	差引 当期末 残高
有形 固定 資產	建物附属設備	46,028	20,232	(注) 5,047 (4,216)	61,214	44,494	10,562	16,719
	工具、器具及び備品	4,219	733	(注) 428 (280)	4,525	3,738	595	787
	有形固定資産計	50,248	20,965	(注) 5,475 (4,496)	65,738	48,232	11,158	17,506
無形 固定 資產	のれん	798,677	—	—	798,677	292,848	79,868	505,829
	商標権	488,000	—	—	488,000	178,933	48,800	309,067
	ソフトウェア	20,376	2,552	—	22,928	7,894	4,246	15,034
	無形固定資産計	1,307,053	2,552	—	1,309,605	479,676	132,914	829,929

(注) 「当期減少額」の()は内数で、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	—	5,661	—	—	5,661
賞与引当金	22,622	28,560	22,622	—	28,560
ポイント引当金	684	1,091	684	—	1,091
長期勤続給付引当金	2,410	1,590	300	—	3,701

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2017年3月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL 《 http://www.convano.com/ 》
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7の第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名または名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名または名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年6月16日	—	—	—	インテグラル2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 インテグラル・パートナーズ株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△1,679,986 普通株式 167,999	—	(注) 4
2015年6月16日	—	—	—	インテグラル株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△119,088 普通株式 11,909	—	(注) 4
2015年6月16日	—	—	—	Integral Fund II (A) L.P. General Partner of Integral Fund II (A) L.P. Integral Partners (Cayman) II (A) Limited Director John Cullinane	P.O. Box309, Ugland House Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△185,726 普通株式 18,573	—	(注) 4

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2015年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受け、または譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならぬとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式10株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。
5. 2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数は当該株式分割前の移動株数を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2015年7月30日	2017年4月27日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 9,900株（注）6	普通株式 1,400株（注）6
発行価格	4,600円（注）3、6	5,000円（注）3、6
資本組入額	2,300円（注）6	2,500円（注）6
発行価額の総額	45,540,000円	7,000,000円
資本組入額の総額	22,770,000円	3,500,000円
発行方法	2015年6月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2017年4月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間は以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確認を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取り消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2017年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	4,600円（注）6	5,000円（注）6
行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年6月30日	自 2019年4月27日 至 2027年4月26日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

5. 第1回新株予約権は、退職等により従業員3名、2,100株分の権利を喪失しております。
6. 2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

2015年6月30日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 または名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
鈴木 明	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	2,600	11,960,000 (4,600)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
壺井 成仁	東京都狛江市	会社役員	1,500	6,900,000 (4,600)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小田 尚江	東京都日野市	会社員	700	3,220,000 (4,600)	当社執行役員
江頭 渉	東京都港区	会社員	700	3,220,000 (4,600)	当社執行役員
横山 周平	神奈川県川崎市中原区	会社員	700	3,220,000 (4,600)	当社執行役員
横山 恒平	神奈川県横浜市港北区	会社員	600	2,760,000 (4,600)	当社従業員
上四元 純	埼玉県志木市	会社員	200	920,000 (4,600)	当社従業員
山崎 愛美	東京都北区	会社員	200	920,000 (4,600)	当社従業員
横山 耕平	神奈川県川崎市中原区	会社員	200	920,000 (4,600)	当社従業員
長尾 龍郎	大阪府大阪市北区	会社員	200	920,000 (4,600)	当社従業員
山本 大介	神奈川県横浜市中区	会社員	200	920,000 (4,600)	当社従業員

(注) 1. 当社は2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

2. 退職等により従業員3名、2,100株分(分割前)の権利を喪失しております。

新株予約権②

2017年4月26日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 または名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
金子 陽一	東京都北区	会社員	700	3,500,000 (5,000)	当社従業員
飯田 麻美	神奈川県鎌倉市	会社員	140	700,000 (5,000)	当社従業員
坂本 佳奈	東京都北区	会社員	140	700,000 (5,000)	当社従業員
川戸 なつみ	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	140	700,000 (5,000)	当社従業員
中村 衣里	神奈川県川崎市麻生区	会社員	140	700,000 (5,000)	当社従業員
黄木 亮甫	東京都品川区	会社員	140	700,000 (5,000)	当社従業員

(注)当社は2017年12月14日開催の取締役会決議により、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数 の割合(%)
インテグラル2号投資事業有限責任組合 (注)2	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,722,320	77.28
Integral Fund II (A) L.P. (注)2	P.O. Box309, Ugland House Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	190,400	8.54
インテグラル株式会社 (注)2	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	122,090	5.48
濱口 直太 (注)2	東京都練馬区	102,000	4.58
鈴木 明 (注)3	神奈川県横浜市青葉区	26,000 (26,000)	1.17 (1.17)
壺井 成仁 (注)4	東京都狛江市	15,000 (15,000)	0.67 (0.67)
小田 尚江 (注)5	東京都日野市	7,000 (7,000)	0.31 (0.31)
江頭 渉 (注)5	東京都港区	7,000 (7,000)	0.31 (0.31)
横山 周平 (注)5	神奈川県川崎市中原区	7,000 (7,000)	0.31 (0.31)
金子 陽一 (注)5	東京都北区	7,000 (7,000)	0.31 (0.31)
横山 恭平 (注)5	神奈川県横浜市港北区	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
上四元 純 (注)6	埼玉県志木市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
山崎 愛美 (注)6	東京都北区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
横山 耕平 (注)6	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
長尾 龍郎 (注)6	神奈川県川崎市宮前区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
山本 大介 (注)6	神奈川県横浜市中区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
板倉 麻美 (注)6	神奈川県横浜市栄区	1,400 (1,400)	0.06 (0.06)
坂本 佳奈 (注)6	東京都北区	1,400 (1,400)	0.06 (0.06)
片瀬 なつみ(注)6	東京都世田谷区	1,400 (1,400)	0.06 (0.06)
中村 衣里 (注)6	神奈川県川崎市麻生区	1,400 (1,400)	0.06 (0.06)
黄木 亮甫 (注)6	東京都府中市	1,400 (1,400)	0.06 (0.06)
計	—	2,228,810 (92,000)	100.00 (4.13)

(注) 1. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 当社の執行役員
6. 当社の従業員
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2018年2月22日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 尚 子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コンヴァノの連結財務諸表、すなわち、2017年3月31日現在、2016年3月31日現在及び2015年4月1日現在の連結財政状態計算書、2017年3月31日及び2016年3月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社コンヴァノ及び連結子会社の2017年3月31日現在、2016年3月31日現在及び2015年4月1日現在の財政状態並びに2017年3月31日及び2016年3月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年2月8日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 尚 子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コンヴァノの2017年4月1日から2018年3月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2017年10月1日から2017年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コンヴァノ及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年2月22日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 勇 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コンヴァノの2015年4月1日から2016年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンヴァノの2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年2月22日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 勇 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コンヴァノの2016年4月1日から2017年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンヴァノの2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

